

伊佐市教育大綱

伊佐市教育振興基本計画（後期計画）（案）



平成 30 年 3 月

伊佐市
伊佐市教育委員会

はじめに

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	1 -
2 計画の性格	1 -
3 計画の期間	1 -
4 教育大綱との関係	1 -

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 社会状況	3 -
(1) 人口減少や少子高齢化の進行	3 -
(2) 経済情勢と産業構造の変化	3 -
(3) 地球規模での環境問題	4 -
(4) 高度情報化の進展	4 -
(5) 価値観やライフスタイルの多様化	4 -
(6) 地方分権の推進	4 -
2 伊佐市の教育の現状	5 -
(1) 児童生徒数・学校規模	5 -
(2) 児童生徒の学力	6 -
(3) 児童生徒の体力	8 -
(4) いじめなどの問題行動	10 -
(5) 不登校児童生徒	11 -
(6) 特別支援教育	12 -
(7) 進路指導	14 -
(8) 情報教育	15 -
(9) 学校保健及び安全	16 -
(10) 学校給食	18 -
(11) 幼児教育	19 -
(12) 郷土教育	20 -
(13) 生涯学習	21 -
(14) スポーツ振興	23 -
(15) 青少年の健全育成	25 -

(16) 開かれた学校	26
-------------	----

第3章 基本目標(教育大綱)

1 伊佐市教育の目標	27
2 伊佐市教育の基本方針	28
(1) 時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育	28
(2) 社会の変化に柔軟に対応する教育	28
(3) 学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力	28
(4) 人・地域が活性化する交流の促進	29
(5) 人権同和教育の推進	29
教育大綱と基本目標(めざすべき姿)及び基本計画(施策)の関連	30

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	34
(1) 確かな学力の定着	34
(2) 生徒指導の充実	35
(3) 情報教育の推進	37
(4) 特別支援教育の推進	38
(5) 幼保小中高連携の推進	39
(6) 開かれた学校の推進	40
(7) 極小規模校の教育充実	41
(8) 学校運営の充実	42
2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成	44
(1) たくましい気力や体力を培う学校	44
(2) 青少年の体験学習・異年齢集団活動の推進	46
(3) 家庭の教育力向上	47
(4) 読書活動の推進	48
(5) 学校保健及び安全の推進	48
(6) 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進	50
3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興	51
(1) 生涯学習機会の充実	51
(2) 文化芸術活動の充実	52
(3) 地域コミュニティとの連携と社会教育団体の支援	53

(4) 市立図書館の活用	54 -
4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用.....	56 -
(1) 文化財の保存と活用.....	56 -
(2) 郷土民俗芸能の継承.....	57 -
(3) 歴史資料館の整備と活用	58 -
(4) 郷土に対する関心や理解の深化	59 -
(5) 海音寺潮五郎記念事業の実施	59 -
5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進.....	61 -
(1) 青少年スポーツの推進	61 -
(2) 地域スポーツ活動の推進	61 -
(3) コミュニティスポーツクラブの育成支援.....	62 -
(4) 競技スポーツの推進.....	62 -
(5) リバースポーツの推進	63 -
6 安全・安心な学校給食の提供.....	65 -
(1) 学校給食センターの円滑な運営	65 -
(2) 食育の推進	66 -
(3) 地産地消の推進	67 -
7 学校教育の整備推進	68 -
(1) 学校施設の安全対策と教育環境の整備	68 -
(2) 社会教育・体育施設の安全対策と環境の整備	69 -
(3) 魅力ある高校づくりの支援	70 -
8 人権同和教育の推進	73 -
(1) 人権問題への正しい認識と理解	73 -
(2) 人権同和教育の充実.....	73 -
9 かしま国体及び南部九州高校総体の成功.....	75 -
(1) 燃ゆる感動かしま国体カヌースプリント競技大会の成功	75 -
(2) 平成31年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技大会の成功	75 -

第5章 計画の実現に向けて

教育行政の着実な推進・連携と協力による計画の推進・計画の進行管理.....	77 -
---------------------------------------	------

はじめに

近年、我が国は、グローバル化の急速な進展、人口減少や超高齢社会の到来、厳しい財政環境など大きく変動しつつあります。これまで、有効に機能していた社会保障制度や医療制度、金融・財政システムが充分には機能しなくなっており、将来に対する不透明感・不安感が増幅しつつあります。

ところで、教育には、「子どもの未来」と「社会の未来」を形成していくという大きな使命があります。しかし、教育の状況を見ると、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など多くの課題が指摘されています。本市においても、児童生徒数の減少や学力向上、不登校、問題行動等への対応、小中一貫教育等学校間の連携、教職員の資質向上、特別支援教育の充実、学校と地域が連携した教育の推進、地元高校への支援など取り組むべき課題が多くあります。

このような状況を踏まえ、市教育委員会では本市の状況に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、平成25年3月に「伊佐市教育振興基本計画(前期計画)」を策定し、平成25年度から29年度までの5年間の計画を推進してきたところです。

この間、国においては、我が国における諸情勢の変化や、東日本大震災からの教訓等を踏まえ、「社会を生き抜く力の養成」など四つの基本的方向性を定めた第2期の「教育振興基本計画」を平成25年6月に策定しました。県においては、国の第2期計画を参酌し、これまでの実施状況や目標の達成状況を踏まえ平成26年2月に次期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

また、平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されました。この制度改革において、市長と教育委員会がより一層相互の連携を図って教育行政を推進するため、市長が総合教育会議を設置するとともに、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定める教育大綱を設定することとなりました。

本市においては、こうした国・県の取組や、平成28年度から平成32年度までの今後5年間のまちづくりの方向性を具体的に示した「第1次伊佐市総合振興計画 後期基本計画」及び、平成25年度から29年度までの「伊佐市教育振興基本計画(前期計画)」の取組の成果と課題を踏まえながら、平成30年度から34年度までの「伊佐市教育大綱」と「伊佐市教育振興基本計画(後期計画)」を策定いたしました。

この計画では、引き続き基本目標を『伊佐のふるさと教育』の推進とし、「地域と学び、未来に生かすひとづくり」「伊佐らしい教育、文化の創造」を掲げ、今後5年間に取り組む施策を体系化しました。

市教育委員会においては、この計画に基づき、学校・家庭・地域コミュニティ・企業・各種団体等との連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

平成30年3月

伊佐市
伊佐市教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

伊佐市教育委員会は、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画及び平成21年2月に策定された県の教育振興基本計画を参酌するとともに、平成23年3月策定の「第一次伊佐市総合振興計画」を踏まえ、平成25年3月に本市の実状に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、平成25年度から29年度までの5年間に取り組む施策を示した「伊佐市教育振興基本計画(前期計画)」を策定しました。

そして、この計画に基づき本市の抱える教育課題の解決や新しい時代に対応する教育の推進に取り組んできました。この間、大口中学校、山野中学校、大口南中学校の大口中央中学校への再編、児童数減による羽月北小学校閉校など学校環境の変化や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による各種制度の見直しなどの中で各種施策を実施してきたところです。

この間、国においては、我が国における諸情勢の変化や東日本大震災からの教訓を踏まえ、「社会を生き抜く力の養成」など四つの基本方針を定めた第2期の「教育振興基本計画」を平成25年6月に策定しました。また、鹿児島県も国の第2期計画を参酌し「鹿児島県教育振興基本計画」を平成26年2月に策定しました。本市においても、これら国・県の計画を参酌するとともに、現在の本市の教育課題を精選し、平成30年度から5年間にわたる後期計画を策定します。

後期計画では、これまで前期5年間の諸施策の実施状況評価を参考にするとともに、新たに現状と課題を捉え、施策ごとに目指すべき方向、具体的な取組及び数値目標を設定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、本市の教育行政推進の基本となるものです。
- (2) この計画は、前期計画に示された10年後を見据えた教育の姿にもとづき、今後5年間に取り組むべき施策を体系化した計画です。
- (3) この計画における施策は、本市のまちづくりの根幹である伊佐市総合振興計画後期基本計画や他の施策と整合性を図りながら推進するものです。
- (4) この計画は、新学習指導要領実施等社会情勢の変化に対応して、弾力的に運用するものです。
- (5) この計画は、市民の理解、協力及び積極的な参加で進めていくものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度を初年度に平成34年度を目標年次とする5年間とします。

4 教育大綱との関係

本市は、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い設置した、伊佐市総合教育会議による協議を経て、平成27年5月に「伊佐市教育大綱」を定めました。

「伊佐市教育大綱」については、第1次伊佐市総合振興計画を踏まえ、国・県の教育基本計画を参酌した「伊佐市教育振興基本計画」を策定しており、この基本計画は伊佐市教育の根幹を成す計画であることから、その基本目標と基本方針をもって「大綱」に代えることで承認されましたが、

第1章 計画策定の趣旨

大綱の期間については、この基本計画の事業計画（前期5年計画）に合わせ、平成29年度までの3年間とされました。

今回、後期5年計画の策定にあたり、平成29年12月開催の伊佐市総合教育会議において、引続き、この基本計画の第3章 基本目標 「1 伊佐市教育の目標」と「2 伊佐市教育の基本方針」をもって「大綱」に代えること、また、期間については、後期5年計画に合わせ、平成34年度までの5年間とすることで承認されました。

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 社会状況

(1) 人口減少や少子高齢化の進行

全国的に、人口減少、少子高齢化、核家族化が進行し、労働力人口の減少に伴う経済活力や地域活力の減退が懸念されています。

本市においても、近年の社会経済状況の変化による人口の流出や過疎化、少子化などにより児童生徒数の減少は著しく、10人に満たない小規模学級や、小学校14校中6校で複式学級が生じるなど、学校の小規模化が急激に進行しており、今後ますますこのような傾向は強まることが予想されます。急激な少子化は、子ども同士の交流不足など、社会性を培う場や機会を少なくしているため、交流や様々な体験の機会を増やすことが重要になっています。

このような中、中学校においては、平成27年から3中学校を大口中央中学校に再編し、現在、市内中学校は2校となっています。小学校は14校と学校数は多いですが、その大部分は小規模校という状況です。

また、超高齢化社会の到来に備え、高齢者の学習・文化・スポーツ活動の機会を充実するとともに、長年培ってきた高齢者の豊かな知識や経験を地域社会の様々な場で生かすことが求められています。

◇伊佐市年齢3区分別の人口推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
年少人口（0～14歳）	3,307	3,239	3,181	3,081	3,013
労働力人口（15～64歳）	15,627	15,114	14,589	14,059	13,655
15～39歳	6,069	5,853	5,626	5,381	5,219
40～64歳	9,558	9,261	8,963	8,678	8,436
老年人口（65歳以上）	10,342	10,457	10,531	10,529	10,527
65～74歳	3,958	4,038	4,169	4,247	4,262
75歳以上	6,384	6,419	6,362	6,282	6,265
総 人 口	29,276	28,810	28,301	27,669	27,195

※各年10月1日現在（資料：住民基本台帳）

(2) 経済情勢と産業構造の変化

情報通信技術や科学技術の飛躍的な進歩と国際間の輸送、交通手段の高速化・広域化により国際化が進展し、地球規模での交流が活発化してきています。

更に、21世紀は新しい知識や情報・技術が政治、経済、文化をはじめ社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われています。そのような社会において教育の重要性は、ますます高まっていくものと考えます。

国際化の進展により、産業、文化、社会貢献などあらゆる分野で世界的な視野で交流し、活動

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 社会状況

することが求められる時代となっています。今後の教育においても、国際社会で活躍する人材の育成が課題であると言えます。

(3) 地球規模での環境問題

我が国の経済発展を支えてきた大量生産、大量消費型の経済システムは、日常生活の利便性・快適性を飛躍的に高めました。エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

このため、環境への負荷が少なく、環境と調和した循環型社会への転換を目指して自然環境を保全するとともに、ゴミの減量や資源のリサイクル、省エネルギーへの取組など環境教育を進めることが必要となっています。

(4) 高度情報化の進展

インターネットや携帯電話、スマートフォンを使用するモバイル通信の急速な普及など、高度情報化社会の著しい進展は、産業活動や社会生活様式を大きく変えつつあります。私たちの生活がより豊かになる一方で、直接的な人と人との交流の希薄化、活字離れによる想像力や物事を論理的に考える力を弱めるなどの問題も出てきています。

このため、あらゆる世代において、情報の活用・処理・発信能力を身に付けさせ、情報を生かして様々な体験や交流がより豊かにできるような教育が求められています。

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観や生活意識が変化し、「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、また「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。

こうした価値観の多様化や個性化などにより、ライフスタイルも精神的なゆとりや生きがいにより重視される方向に、一層変化していくものと考えられます。

そうした中、集団や地域社会での連帯意識の希薄化や、あくまでも個人を大切にする意識への変容により、社会規範意識や地域コミュニティ機能が更に低下することが懸念されます。

地域社会の連帯意識を高め、より活発な活動が展開されるような環境の整備を図るとともに、安心して子育てができる環境づくり、自主防災組織の結成など地域における防災力や防犯力の充実・強化をいち早く行うことが求められます。

(6) 地方分権の推進

「地方のことは地方自らが決定する。」地方分権が進み、地方自らの責任において地方の状況に合わせた行政運営が期待され、行政のスリム化とともに今まで以上に事務事業の効率的・効果的な実施が必要となっています。

このため、自立する社会を支え、豊かな郷土づくりに貢献できる人材の育成が望まれています。

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

2 伊佐市の教育の現状

(1) 児童生徒数・学校規模

【現状】

本市の学校数は、14校の小学校と中学校再編による2校の中学校の計16校です。平成29年度における児童生徒数は、1,717名とここ数年は年度によって多少の増減はあるものの、減少傾向にあり、この傾向は今後も続くと予測されています。

学校教育法施行規則第41条に小学校の学級数の標準は、12学級以上18学級以下、中学校においても同条が準用されるとあるため、中学校では6学級以上12学級以下が標準と考えられます。現在、本市の16校のうち、14校（78パーセント）が標準学級数未満の学校であり、小規模校が多いのが現状です。

また、本市ではへき地・小規模校教育連盟に牛尾小・平出水小・羽月西小・曾木小・針持小・南永小の6校が加盟しており、学校の特性を生かした教育が推進されるとともに、地域の文化センター的な機能も果たし、地域のよりどころとして重要な役割を担っています。

一方、中学校においては、平成23年9月に「生徒にとってどうか」という視点を基本に、互いに磨き合える環境を整えるために、伊佐市立中学校再編成実施計画を策定し、その整備指針に基づく第1次再編成として大口中、山野中、大口南中を平成27年3月に閉校し、新たに大口中央中を同年4月に開校しました。通学範囲の拡大によりスクールバスの運行を開始していますが、生徒の居住地や部活動の時間帯に配慮した路線変更や運行ダイヤの変更など、生徒の利便性を損なわないよう柔軟な運行が必要となります。

このように中学校の再編成については、所期の目的を達成しましたが、小学校については、小学校の存在そのものが地域コミュニティの核となっていることから、存続を前提とした振興策が必要となります。その対策の一つとして、新たに極小規模校の教育充実を重点項目と位置づけ、地域と一体となった学校振興を図っていきます。

◇児童生徒数推移

※平成29年5月1日現在

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
大口小学校	440	445	473	487	490	488	472
大口東小学校	58	61	58	58	54	52	55
牛尾小学校	46	41	40	37	36	33	35
山野小学校	59	60	53	49	50	50	47
平出水小学校	9	10	10	12	13	11	12
羽月小学校	149	148	153	153	151	156	146
羽月西小学校	19	20	20	19	19	18	18
曾木小学校	29	33	36	35	32	32	33
針持小学校	23	24	25	22	25	23	22
本城小学校	78	73	81	84	80	84	81
南永小学校	8	9	7	7	6	6	6
菱刈小学校	73	68	66	60	59	58	56
田中小学校	88	93	95	98	98	96	93
湯之尾小学校	76	73	77	77	78	76	71
小学校合計	1,155	1,158	1,194	1,198	1,191	1,183	1,147
大口中央中学校	389	387	355	351	359	373	368
菱刈中学校	173	165	155	160	164	170	168
中学校合計	562	552	510	511	523	543	536
合計	1,717	1,710	1,704	1,709	1,714	1,726	1,683

第2章 本市教育を取り巻く環境

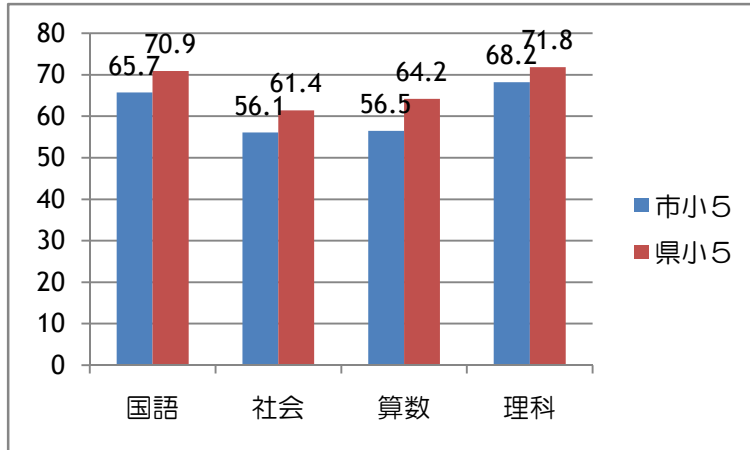
2 伊佐市の教育の現状

(2) 児童生徒の学力

【現状】

- 平成28年度鹿児島県学習定着度調査における小・中学校の各教科別の市平均通過率と、県平均通過率との比較

◇小学校

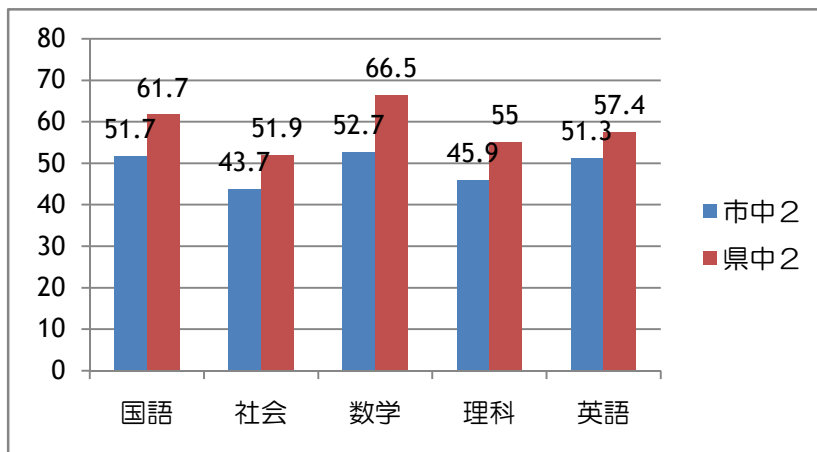


教科別に見ると、小学校では、4教科の中で、算数科に課題があります。

平均通過率

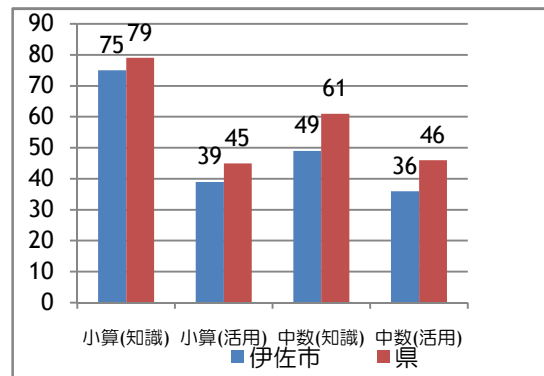
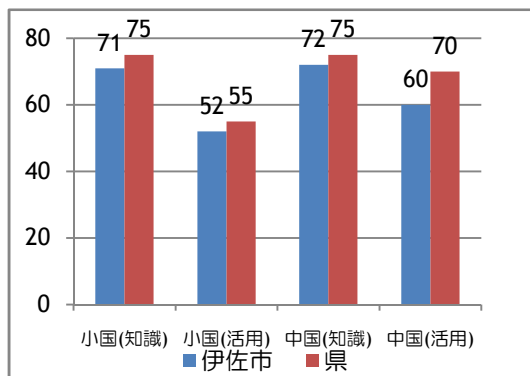
設問ごとに正答した児童生徒の数を調査実施児童生徒数で除したものを「通過率」とし、分類上、その平均をとったもの。

◇中学校



中学校では、小学校と同様、数学科に県との差が大きく、他の教科においても課題があります。

- 平成29年度全国学力・学習状況調査における各教科内容別の市平均通過率と県平均通過率との比較



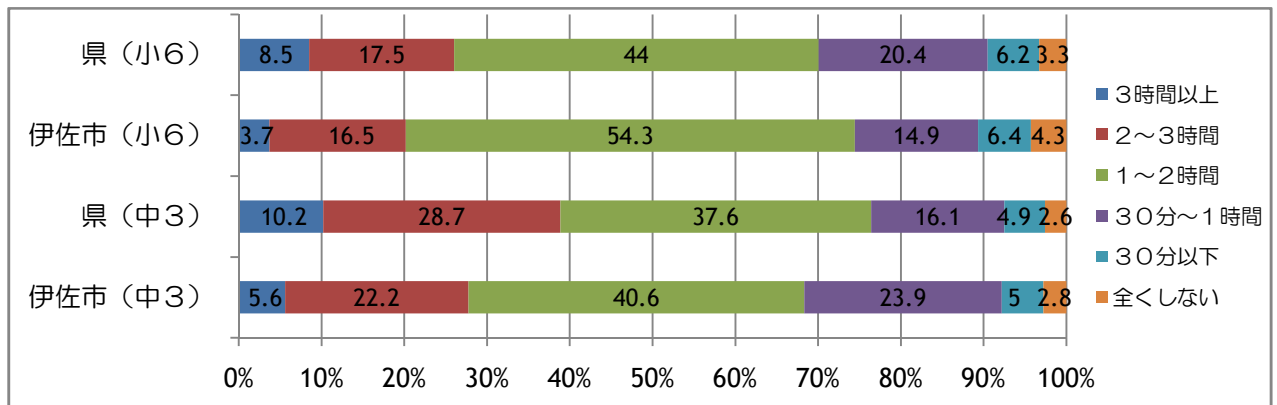
第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

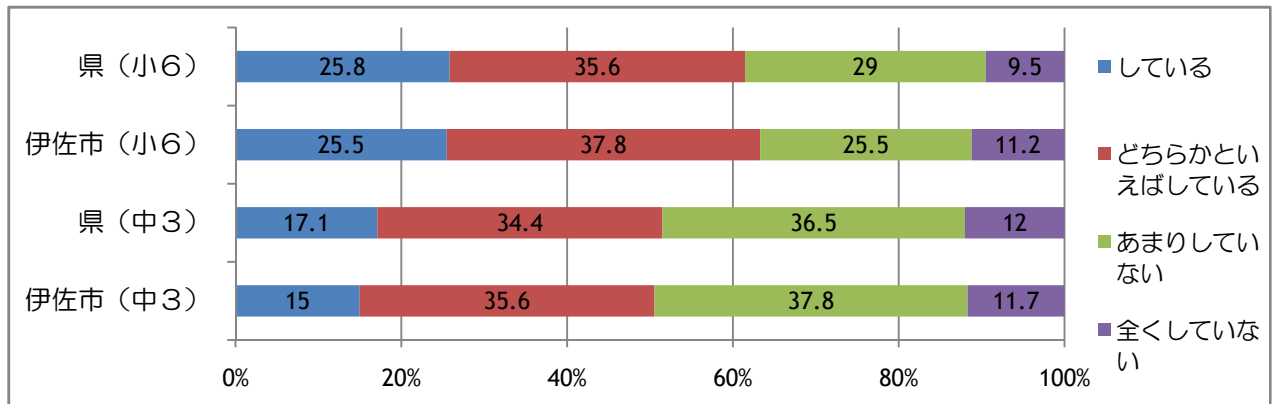
平成29年度の全国学力・学習状況調査においては、基本的な知識を問う問題、知識を活用する問題ともに、小学校における県との差は3～6ポイントの範囲内であり「全体的な平均と同傾向、同水準」と評価できます。しかし、中学校における県との差は、3～12ポイントあり、基礎・基本の定着を確実に図っていく必要があります。また、全般を通して、知識を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などに課題があります。その他、中学校においては、学習習慣が確立していない状況が見られます。

平成29年度全国学力・学習状況調査における家庭学習の状況

○ 平日の家庭での学習時間



○ 自分で学習計画を立てて勉強していますか



小学校は1時間以上勉強している児童は、県に比べて4.5ポイント高い結果となっています。また、学習計画を立てて勉強している児童も県に比べて1.9ポイント高く、基本的な学習習慣は改善されつつあります。しかし、中学校では、学習時間の確保や計画を立てて勉強するなどの主体的に家庭学習に取り組む姿勢に課題があります。

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(3) 児童生徒の体力

【現状】

○ 平成28年度 体力・運動能力調査

種目別記録の市平均と県・地区平均との比較【平成28年度】

※ 記録の値は小数第一位（四捨五入）で表示 矢印は昨年度との比較

県もしくは地区の平均を上回る○ 県・地区両方の平均を上回る◎

県もしくは地区の平均を下回る△ 県・地区両方の平均を下回る▲

◇小学校5年生

種 目	男 子				女 子			
	県	地 区	伊佐市		県	地 区	伊佐市	
			記録	昨年度比			記録	昨年度比
握力	16.5kg	16.4kg	17.2kg	◎ ↑	16.1kg	15.7kg	15.9kg	△ ↓
上体起こし	19.7回	19.8回	18.7回	▲ ↓	18.6回	17.9回	17.6回	▲ ↓
長座体前屈	32.9cm	32.0cm	31.3cm	▲ ↑	37.2cm	34.8cm	33.1cm	▲ ↓
反復横とび	42.0点	40.2点	43.9点	◎ ↑	40.1点	38.3点	41.0点	◎ ↑
シャトルラン	51.9回	50.0回	51.1回	○ ↓	41.3回	41.6回	44.2回	◎ ↓
50m走	9.4秒	9.3秒	9.3秒	○ ↑	9.6秒	9.4秒	9.4秒	○ ↑
立ち幅跳び	151.4cm	148.5cm	148.5cm	△ ↓	145.3cm	144.1cm	142.3cm	▲ ↓
ソフトボール投げ	22.4m	23.5m	21.7m	▲ ↓	13.9m	14.2m	14.6m	◎ ↓

◇中学校2年生

種 目	男 子				女 子			
	県	地 区	伊佐市		県	地 区	伊佐市	
			記録	昨年度比			記録	昨年度比
握力	28.9kg	28.4kg	28.1kg	▲ ↓	23.8kg	22.9kg	23.5kg	○ ↓
上体起こし	27.5回	29.9回	25.8回	▲ ↑	23.5回	23.6回	22.6回	◎ ↑
長座体前屈	43.1cm	43.4cm	39.7cm	▲ ↑	45.5cm	45.5cm	39.9cm	▲ ↑
反復横とび	51.9点	47.4点	51.1点	△ ↑	46.6点	42.3点	47.0点	▲ ↑
シャトルラン	86.2回	83.6回	78.4回	▲ ↑	58.8回	58.6回	52.6回	◎ ↓
50m走	8.0秒	8.3秒	8.5秒	▲ →	8.8秒	9.0秒	9.2秒	▲ ↓
立ち幅跳び	194.7cm	196.9cm	198.5cm	◎ ↑	168.3cm	172.0cm	170.4cm	○ ↑
ハンドボール投げ	20.6m	22.6m	17.4m	▲ ↓	12.9m	13.3m	12.2cm	▲ ↓

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

- 体力テストの結果から、小学生は、「上体起こし」「長座体前屈」「立ち幅跳び」に課題がみられます。中学生は「長座体前屈」「反復横跳び」「50m走」「ハンドボール投げ」に課題がみられます。
- 運動習慣等調査から、1週間の総運動時間が全国平均と比較し短くなっています。また、運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向にあります。

◇各学校における山坂達者推進のための活動状況

学校名	実 施 状 況 【 】はキャッチフレーズ
大口小学校	【たくましい心と体を城山で育む大口小の子】 粘り強い心とたくましい体を育てるために城山ランニングを行っている。ドングリ拾いや虫取りなど通して自然を体感している。
大口東小学校	【めざせ鉄人！ 大口東トライアスロン】 朝のかけ足・持久走・縄跳び・一輪車・竹馬・1000メートル遠泳の結果を基に3月に認定書(トライアスロン大賞)を発行している。
牛尾小学校	【牛尾小「556」に挑戦。めざせ264周】 持久走大会に向けて毎朝7時55分から6周走ろうと取り組んでいる。
山野小学校	【サーキットトレーニングで楽しい体力づくり】 毎朝の体力づくりや業間体育、教科体育の準備運動で校庭の施設14(初級・中級・上級)を使ったサーキットトレーニングを行っている。
平出水小学校	【地域の自然を感じて走る平出水っ子】 学校裏の農道を「山坂達者コース」に設定し、体育の授業や全校体育の時間に活用している。
羽月小学校	【走れ！ 飛べ！ たくましき羽月っ子】 始業前に学年に応じた距離を走り、その後、「チャレンジかごしま」の種目の馬跳びと持久跳びをしている。
羽月西小学校	【がんばり坂を駆け抜ける羽月西っ子】 学校裏の坂道を「がんばり坂」と名付け、仲良し体育の時間に全校児童でこの坂を走ることに取り組んでいる。
曾木小学校	【So never Give up 曾木っ子】 朝の体力づくりで1～2学期はフルマラソン、3学期は縄跳びに全校児童「So never Give up」を合い言葉に頑張っている。
針持小学校	【心もたくましくチャレンジ針持小】 朝の時間に学期毎に運動種目「竹馬・持久走・縄跳び・一輪車」を重点化して体力づくりに取り組んでいる。
本城小学校	【縄跳び名人目指して頑張る本城っ子】 進級表を利用して、朝や昼休み等になわとび運動に取り組んでいる。月1回は検定を行っている。
南永小学校	【目指せ！ 全員クリアーで一輪車名人!!】 朝のかけ足・一輪車・縄跳びの運動を中心に、気力・体力向上に取り組んでいる。一任者運動は全員乗れるようになっている。
菱刈小学校	【心豊かでたくましい山坂達者な菱刈っ子の育成】 朝の自主運動や業間の仲良し体育で、ボールなどの体育用具や固定施設を使った運動、かけ足、縄跳びなどに取り組んでいる。
田中小学校	【地域の力で心キラキラ田中っ子】 持久走大会に県下一周駅伝伊佐チームの選手による伴走やアドバイスをいただいている。
湯之尾小学校	【個人の目標目指して走れ！飛べ!】 朝のかけ足と縄跳び運動に個人目標をもち、精力的に取り組んでいる。
大口中央中学校	【一校一運動で山坂達者の推進】 教科体育や部活動等を通した体力・気力づくりの実践に取り組んでいる。
菱刈中学校	【一年生全員で栗野岳登山 菱刈中】 1年生全員で気力・体力を鍛えるために栗野岳登山を実施している。

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(4) いじめなどの問題行動

【現状】

いじめの発生件数は、平成24年度のいじめによる自殺の発生から、軽微な事例も把握し解決に努めるという県の方針のもと、大幅に発生件数が上がることになります。平成25年度以降は、年度により増減していますが、全般的に発生件数としては減少の傾向にあります。

問題行動の発生件数は年度により変動があり、内容によって重い事例もあります。

◇いじめの発生件数

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	県	市	県	市	県	市	県	市	県	市
小学校	22,469	223	8,447	384	2,183	320	3,228	82	3,935	48
中学校	6,208	41	4,028	140	2,034	144	1,855	170	1,345	81
合 計	28,677	264	12,475	524	4,217	464	5,083	252	5,280	129

◇暴力行為発生件数

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	県	市	県	市	県	市	県	市	県	市
小学校	1	0	1	0	5	0	6	0	3	0
中学校	59	0	70	3	63	0	87	0	58	3
合 計	60	0	71	3	68	0	93	0	61	3

◇その他問題行動の件数

平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
件数	種 別	件数	種 別	件数	種 別	件数	種 別	件数	種 別
3	器物破損 授業妨害 服装等の乱れ	3	自転車窃盗 喫煙 器物破損	3	自転車2人乗り 万引き 器物破損	7	家出 喫煙 恐喝 エアガン 暴言等	17	窃盗 器物破損 脅し暴力 深夜徘徊 不法侵入等

※ 県の件数値は始良・伊佐教育事務所調べによる

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(5) 不登校児童生徒

【現状】

不登校児童生徒（年間30日以上欠席）は、これまで減少傾向にありましたが、ここ2年間は増加しています。本市では特に小学校の不登校児童が増加しており、中学校における不登校生徒の増加が懸念されます。

不登校の原因は、友人関係のトラブル、無気力、学力不振等いろいろなことが複雑に絡んでいると思われます。また最近、人間関係の構築や学習困難等特別支援教育の視点からのアプローチの必要も言われています。

各学校においては、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」をはじめ、一人一人に応じた支援・声かけ・家庭との連携が重要と考えます。また、市教育委員会が開設している「ふれあい教室」の有効活用も推進する必要があります。

◇不登校児童生徒数 ※（ ）内は全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合（％）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	県	市	県	市	県	市	県	市	県	市
小学校	244 (0.27)	1 (0.07)	234 (0.26)	4 (0.31)	225 (0.25)	2 (0.15)	289 (0.32)	1 (0.08)	307 (0.34)	6 (0.47)
中学校	1,235 (2.58)	21 (3.34)	1,311 (2.74)	14 (1.97)	1,317 (2.89)	16 (2.29)	1,458 (3.22)	22 (3.19)	1,408 (3.16)	22 (3.19)
合 計	1,479 (1.08)	22 (1.12)	1,545 (1.12)	18 (0.89)	1,542 (1.03)	18 (0.91)	1,747 (1.28)	23 (1.16)	1,715 (1.27)	28 (1.43)

◇不登校児童生徒の内訳

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
H28					1	5	3	5	13	27
H27						1	3	13	6	23
H26				1		1	5	5	6	18
H25				2	1	1	5	3	6	18
H24				1			4	5	12	22

◇不登校・不登校傾向の児童生徒数の月別推移

	月	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3
小学校	H28	1	2	3	2	3	4	6	5	5	6	8
	H27	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	H26	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	H25	2	1	3	4	6	5	5	5	5	6	6
	H24	1	1	1	1	1	1	2	3	2	3	2
中学校	H28	6	11	13	11	14	14	16	14	16	15	12
	H27	5	5	12	11	15	15	16	17	18	17	17
	H26	5	5	12	8	13	13	12	13	17	15	9
	H25	7	4	4	5	13	13	16	18	20	21	21
	H24	12	12	16	16	16	19	19	20	20	20	23

※ 県の件数値は始良・伊佐教育事務所調べによる

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(6) 特別支援教育

【現状】

本市においては、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒について、就学前及び就学後における適切な就学教育相談を推進するとともに、各学校における校内支援体制や教育環境の整備を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図っています。また、関係機関との連携を図るとともに、教職員や保護者等に特別支援教育に対する理解や啓発を図っています。

◇本市における小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室設置状況（H29年度）

< 特別支援学級の設置 >			
小学校11校	23学級（知的12、自閉症・情緒13、難聴1）	在籍数	97名
中学校2校	4学級（知的2、自閉症・情緒3）	在籍数	31名
< 通級指導教室の設置 > 自校通級25名、他校通級21名			
大口小学校	2教室（言語1、LD※・ADHD※1）		
< 特別支援教育支援員の配置 >			
小学校	14校	22名	
中学校	2校	3名	合計 25名

※LD(学習障害)・・・基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

※ADHD(注意欠陥多動性障害)・・・年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

- 就学指導の状況
 - ・ 教育支援委員会（年3回）
 - ・ 就学教育相談（年1回）
- 関係機関等との連携
 - ・ 特別支援連携協議会（年6回：[全体会]2回、[専門部会]4回）
 - ・ 療育機関との連携（子育て支援システム研修会、就学を考える会、公開療育等）
 - ・ トータルサポートセンターとの情報交換会（月1回）
 - ・ 巡回相談（出水養護学校との連携）[H28年度実績：14小学校20回、2中学校2回]
- 特別支援教育に係る研修会の開催
 - ・ 特別支援教育支援員研修会（年2回）
 - ・ 特別支援教育セミナー（年2回）
- 本市独自の移行支援シート及び個別の教育計画ファイルの作成・活用
 - ・ 本市独自の移行支援シートの作成と活用
 - ・ 本市独自の個別の教育支援計画及び指導計画、作成の手引き、様式記入例の作成と活用
- 子育て支援システムの確立
 - ・ 「日本一子育てにやさしいまちづくり」を目指し、地域・医療・福祉・保健・教育分野

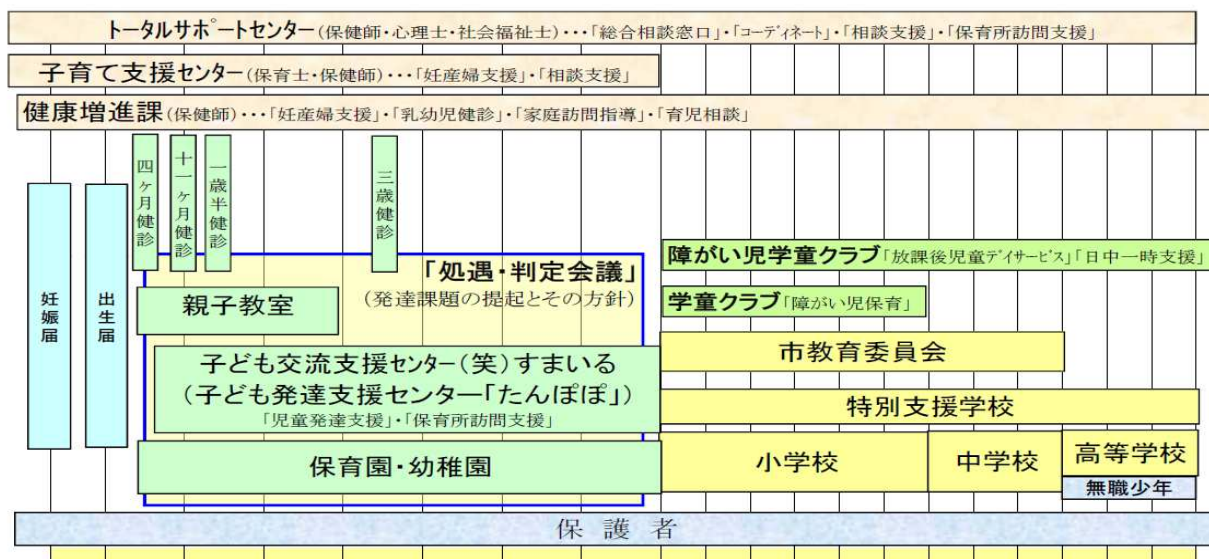
第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

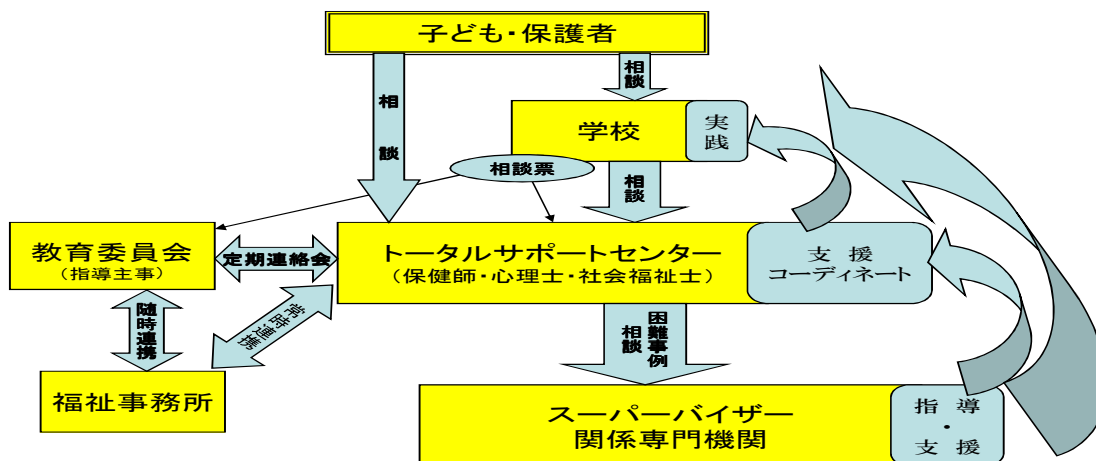
が連携することで一貫した子育て支援システムを構築し、安心して子育てができる環境の整備を図っています。

- ・ トータルサポートセンター（まるっと相談室）との相談支援の流れを確立しています。

◇出生から高校卒業までにかかわる関係機関



◇学校と関係機関の連携



第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(7) 進路指導

【現状】

中学卒業後は、ほとんどの生徒が進学し、約7割の生徒は市内の高校に進学しています。各学校では、社会科見学や職場体験学習等の活動を通して、児童生徒一人一人が学ぶことの意義や必要性を実感するとともに、自分の生き方について考え、主体的に自己の進路を決定できるようにするために発達段階に応じた進路指導を推進しています。また、地域の高等学校もそれぞれの特色を生かし、魅力ある高校づくりの推進に取り組んでいます。

特に、大口高校については、平成26年度から高校と市との連携を強化し、大口高校の1学年3学級維持のための取組を行っています。



高校生による中学校里帰り報告

- ① 全ての中学校の2年生又は3年生で、2～4日間の職場体験学習を行っています。職場体験学習の推進においては、各中学校で学習先の職場の依頼等を行っており、各校で連携をとって進めています。
- ② 各高等学校では、中学生を対象にキャリアガイダンスとして高校体験入学を行っています。課題研究発表や教科ごとに分かれて模擬授業、体験活動、部活動紹介等が行われており、中学生が、進路選択に生かす機会になるように開催されています。
- ③ 高校生が母校の中学校で、中学生を対象として報告会を行っています。後輩に直接、高校生活について語りかけることにより、高等学校の魅力を直接中学生に発信する機会を作っています。
- ④ 外部指導者を招いて、中・高の音楽部が一同に介し、合同の楽器指導を受けています。またそれぞれの学校の日頃の練習の成果を発表する機会を設け、さらに連携を深める機会を設けて



高校体験入学



中学生の職場体験



市内高校との交流

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(8) 情報教育

【現状】

本市の情報教育に関して、施設面では、各学校のパソコン教室に児童生徒用パソコンと教師用パソコンを配置しています。また、全校にインターネットが接続されています。

研修の面では、伊佐市ＩＣＴ機器活用推進担当者会を実施し、ＩＣＴ機器活用頻度の向上に努めています。各学校では、学校ホームページ及び学校ブログを作成し、児童生徒の活動の様子などを記事にして、情報発信を随時行っています。

- ① ホームページ及びブログが全ての学校で作成され、定期的に更新する体制整備をしています。
- ② 本市の情報セキュリティポリシーを作成し、情報モラルの意識高揚を図っています。また、各校において、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を推進しています。
- ③ 平成29年度に、タブレットパソコン（ＴＰＣ）及び全教室のネット環境の整備と全校に電子黒板の配置を行い、国が示したフューチャースクールモデルへ近づけつつあります。

◇各校のブログ

番号	学校名	ブログタイトル	URL
1	大口小学校	大口小ブログ	http://00kuchi.synapse-blog.jp/
2	大口東小学校	東っ子ブログ	http://ookuchihigashi.synapse-blog.jp/
3	牛尾小学校	牛尾小学校ブログ	http://ushiosyou.synapse-blog.jp/
4	山野小学校	山野小学校にこここブログ	http://yamanoes.synapse-blog.jp/
5	平出水小学校	もみの木	http://hiraizumi.synapse-blog.jp/
6	羽月小学校	羽月っ子のつぶやき	http://hatsuki.synapse-blog.jp/
7	羽月西小学校	羽月西ブログ	http://hatsukinisi.synapse-blog.jp/
8	曾木小学校	曾木っ子	http://sogi.synapse-blog.jp/
9	針持小学校	針持小学校ブログ	http://eshari.synapse-blog.jp/
10	本城小学校	本城っ子	http://honjou.synapse-blog.jp/
11	南永小学校	南永小学校ブログ	http://kankonoki.synapse-blog.jp/
12	菱刈小学校	菱刈っ子日記	http://hishikari.blog45.fc.com/
13	田中小学校	さくららんまん	http://blog.canpan.info/tanaka-blog/
14	湯之尾小学校	ようこそ湯之尾小学校へ	http://yunoo00.synapse-blog.jp/
15	大口中央中学校	大口中央中学校	http://ookuchiyuugaku.synapse-blog.jp/
16	菱刈中学校	菱中ブログ	http://hishinobi.synapse-blog.jp/

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(9) 学校保健及び安全

【現状】

児童生徒が生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を送るために必要な資質や能力を培うことができるよう、学校教育活動全体を通して、具体的かつ適切な健康教育・安全教育に努めています。その際は、各関係機関との連携の充実を図ることが大切です。

- ① 学校においては、健康診断や、う歯等の疾病の治療、保健指導などの保健管理、保健教育の充実を図っています。また、学校保健委員会や児童生徒保健委員会を計画的に実施し、健康教育の充実を図っています。
- ② 児童生徒の健康課題解決に向けて、学校を中心に家庭・地域・関係機関(学校保健会、保健所、学校医等)との連携に努めています。
- ③ 小・中学校の児童生徒が事故等に遭遇している状況を示す指標として、過去5年間の件数を示しました。



手洗い指導

◇事故発生の状況

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
負傷・疾病	57	53	64	98	87
死亡・障害	0	0	0	0	0
管理下外の死亡事故	0	0	0	0	0

※学校管理下の事故発生件数（独立行政法人日本スポーツ振興センター給付分）

- ④ 通学路等の点検・整備、学校・家庭・地域・関係機関と連携した組織的な活動などの安全管理体制の充実に努めています。
 - ・ 校区安全マップ作成(毎年度はじめ)
 - ・ 通学路合同安全点検（学校、保護者、地域住民、警察、道路管理者、教育委員会）の実施
 - ・ 薬物乱用防止と防犯教室講習会（警察）の開催
 - ・ 市交通事故・水難事故防止対策連絡会（学校、保護者、消防、警察、地域コミュニティ、教育委員会）の開催
- ⑤ 学校の施設では、耐震診断実施により工事が必要な校舎等の工事は完了しているほか、担当職員による定期的な学校訪問により、校舎、遊具等の安全点検を行っています。
 - ・ 年次計画による改修工事の実施

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

- ・ 老朽化が進む校舎外壁等の日常点検の実施
- ・ 維持管理に係るトータルコストの縮減・予算の平準化に向けた長寿命化計画の策定

◇学校施設

	学校施設名	床面積(㎡)	耐用年数	主建物建築年	築後年数 (平成29年現在)
1	大口小学校	5,188	50	1972	45
2	大口東小学校	2,335	50	1963	54
3	牛尾小学校	2,464	50	1964	53
4	山野小学校	2,766	50	1968	49
5	平出水小学校	1,790	50	1981	36
6	羽月小学校	3,296	50	1979	38
7	羽月西小学校	2,163	50	1980	37
8	曾木小学校	2,514	50	1991	26
9	針持小学校	2,305	50	1976	41
10	湯之尾小学校	2,789	50	1993	24
11	菱刈小学校	3,804	50	2016	1
12	南永小学校	1,180	24	2003	14
13	本城小学校	3,115	50	1965	52
14	田中小学校	2,360	50	1971	46
15	大口中央中学校	7,523	50	2014	3
16	菱刈中学校	7,166	50	1969	48



自転車の交通安全指導

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(10) 学校給食

【現状】

本市の学校給食は、平成22年度までは、大口地区は共同調理場で、菱刈地区は5つの学校の単独調理場で実施されていましたが、施設・設備の老朽化の問題や学校給食衛生管理基準の改正等により、施設の改善が必要となり、市内のすべての小・中学校を対象に新しい学校給食センターが建設され、平成23年4月から稼働しています。現在14小学校、2中学校、1幼稚園と子ども発達支援センターたんぽぽを対象に、1日約2,100食を提供しています。

学校給食センターの運営については、適切で厳正な衛生管理のもと、調理従事職員等の衛生管理に関する意識の高揚も図りながら、栄養バランスのとれた安全で安心なおいしい給食の提供に努めています。また食物アレルギーを有する児童生徒には学校・保護者と連絡をとりながらアレルギー対応委員会で検討し、アレルギーを除いた除去食又は代替食を個別に提供しています。

近年、社会環境や家庭生活が大きく変化するとともに、児童生徒の基本的な生活習慣にも乱れがみられ、規則正しい食事、家族と食卓を囲む食事など、望ましい食生活が失われつつあります。それに伴い朝食欠食、孤食などが増加するなか、偏った栄養摂取、体力の低下、生活習慣病の低年齢化など食に起因する健康問題が危惧されています。児童や生徒の「食」に関する関心を深め、正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう学校での給食指導の徹底や栄養教諭による「食」についての指導を実施しています。また、児童生徒、地域住民によるセンター見学の受入れも行っています。

学校給食で使用する食材については「安全性の確保」が必要不可欠であり、そのため納入業者には食材情報の提供や、衛生管理の徹底が図られるよう求めています。同時に地産地消にも取り組み、JAや地元生産者等の協力を得ながら、米飯は伊佐市産米（ヒノヒカリ）を100パーセント利用し、野菜等についても金山ねぎ、かぼちゃ、ごぼう等をはじめとする地場産の農産物を積極的に活用し旬の食材を取り入れた献立づくりを実施しています。



給食当番による配膳



学校への給食搬入

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(11) 幼児教育

【現状】

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎や、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、極めて重要な教育を行う必要があると同時に、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために環境を整備し、その心身の発達を助長する必要があります。

また、子ども・子育て支援制度の施行により、幼稚園・保育所・認定こども園を通して、すべての子どもに質の高い幼児教育を保証するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、保育料無償化に向け段階的に取組を推進しています。

- 適切な環境を構成し、多様な生活体験を通して、豊かな感性・創造性・気力・体力を育み、生きる力の基礎を培う教育実践に努めています。
- 異年齢児交流を通して、一人一人が自分らしさを発揮し、他者との葛藤を繰り返しながら、自分の気持ちを調整する力を育て、思いやりのある子どもの育成に努めています。
- 様々な機関との連携を密にして、個々の発達を支援し、小学校就学への円滑な移行を図っています。
- 教育者としての使命を自覚し、親和強調のもとに、責任のある職務の遂行と意欲的研修に努めています。

◇本城幼稚園入園者数

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入園者数	43人	33人	29人	23人	13人	17人



市立本城幼稚園の園児たち

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(12) 郷土教育

【現状】

急速に進むグローバル化の中で、自らも国際社会の一員であることを自覚し、自国とは異なる文化や歴史の中にいる方々と共生していくためには、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが必要です。また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育む教育の充実が求められています。

本市には、国、県、市指定文化財のみならず、各地域に伝統芸能や石造物（田之神・水神碑・馬頭観音像等）や神社、社寺跡、記念碑など様々な地域の文化資源が数多くあります。

ふるさとを誇り、愛する心情を醸成し、成人してからふるさとの発展に貢献しようとする意識や態度を育むためには、ふるさとの歴史を学び、地域の伝統文化や文化財を大切に保存・継承していくことが重要です。

本市では各学校において児童生徒のみならず教職員に対しても郷土芸能や伝統文化を体験する活動や、先人の業績や生き方について学ぶ機会の充実を図り、伊佐市の歴史、伝統、文化の素晴らしさを継承し、魅力を伝える人材の育成に努めています。

○ 各学校では、教科、学活、道徳及び総合的な学習の時間等を通して、それぞれの地域や学校の特色を生かした教育活動を行っています。

- ・ 地域の伝統的な芸能の継承や発表
- ・ 伝統的な産業と民俗の学習及び体験的な学習
- ・ 郷土の先人に学ぶ活動
- ・ 地域の自然の調査・見学

○ 伊佐市に誇りをもち、未来を切り拓く子どもたちを育てるために、教職員が伊佐市の歴史や文化、伝統等への理解を深め、教育実践に生かせるよう体験的な研修の場を設けています。

- ・ 教職員「伊佐のふるさと」フィールドワーク（7月）
- ・ 伊佐の教師ふるさと塾（8月）

○ 伊佐市に誇りをもち、未来を切り拓く子どもたちを育てるために、郷土に関する作品の募集や郷土について学ぶ活動を行っています。

- ・ 黄金の俳句コンクール
- ・ 伊佐ふるさと検定

○ 本市は、豊かな自然と歴史、文化を併せもつ教育資源に恵まれた地域で、それらを活用した郷土教育を推進しています。

平成29年度第7回黄金の俳句コンクール 大賞作品

静寂や 弓絞る手に にじむ汗

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(13) 生涯学習

【現状】

現在、少子高齢化の進展、急激な情報技術の進歩など、社会環境は大きく変化しており、それにともない、個々のライフスタイルや価値観も多様化しています。

本市では、互いに学び高め合う生涯学習の推進を基本に、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」取り組める学習の機会の提供のために、中央公民館（ふれあいセンター）を生涯学習の拠点として、菱刈ふるさといきがいセンター、校区公民館等を活用しながら、多様化する市民のニーズに対応するよう工夫を凝らしながらさまざまな市民講座（ふれあい講座）、高齢者教室などを開講してきました。

今後も市民のニーズを的確に把握しながら、より多くの市民の方のニーズに応じた生涯学習活動の機会を提供し、市民一人一人が生きがいを持ちながら意欲的に楽しく学び、その成果が地域づくりに還元できるような生涯学習推進体制の構築を目指します。



ふれあい講座（やさしい野菜・花づくり講座）

本市では、生涯学習の推進のために次のような活動を行っています。

○ ふれあい講座【平成28年度実績 21講座 受講生340名】

市民が生きがいを持って、教養や日常生活に必要な知識・技能を身につけるとともに連帯感を高め、自主的・自発的に学習するため開設しています。

○ 高齢者教室【平成28年度実績 シニアいきいき教室50名】

高齢者を受講対象とした成人学級で、高齢者の生きがいづくり・仲間づくり等、社会参画促進を図っています。

○ 社会教育施設

生涯学習の活動の拠点として、大口ふれあいセンターを中心とし、加えて校区公民館や伊佐市文化会館、菱刈いきがいセンターなどが主に利用されていますが、新たに山野西小学校の跡地を、山野西文化交流館として活用しています。

○ 文化施設

伊佐市文化会館等の文化施設は、文化芸術活動推進のために欠かせない施設です。自主文化事業も取り入れ、利用促進を図っています。また、老朽化した施設設備の計画的な更新を行っています。

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

◇主な関係施設

	施設名	床面積(㎡)	耐用年数	主建物建築年
1	ふれあいセンター	5,912.00	50	1992
2	菱刈ふるさといきがいセンター	1,449.00	50	1993
3	ひまわり館	159.26	24	2003
4	羽月西青少年センター	152.00	50	1977
5	羽月地区公民館	364.67	41	1974
6	牛尾青少年センター	119.24	24	1978
7	共進地区教育集会施設	132.49	24	1977
8	元町青少年センター	125.87	24	1982
9	山野西文化交流館	642.00	50	1979
10	小木原東集会所	132.39	24	1986
11	松木原集会所	132.21	24	1994
12	神池集会所	132.30	24	1988
13	針持青少年センター	119.24	24	1978
14	西永尾集会所	132.39	24	1982
15	青木元教育集会施設	151.76	24	1985
16	曾木青少年自立自興会館	125.87	24	1986
17	大口東青少年センター	119.24	24	1980
18	田中校区集会施設	821.64	50	1999
19	湯之尾校区集会施設	840.00	50	1987
20	平出水青少年センター	119.24	24	1980
21	本城校区公民館	398.00	24	1993
22	大口文化会館	4,158.13	50	1981

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(14) スポーツ振興

【現状】

国内では、昭和36年に制定されたスポーツ振興法により、スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技スポーツの発展など、スポーツによる国際交流や貢献の活発化などスポーツを巡る状況は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、平成23年にスポーツの推進のための基本的な法律として「スポーツ基本法」が制定されました。本市においても、急速な少子高齢化が進む中、国の定めたスポーツ基本法及びスポーツ基本計画を参酌しながらスポーツの振興を図っているところです。

○ 社会体育施設の現状

施設自体が開設から年数が経過し、老朽化により維持管理が厳しい状況になっています。修理が必要な箇所に対しては、安全を優先しながら緊急度に応じた補修を実施しながら運営を行っています。

○ 青少年スポーツの現状

これまでは、スポーツ少年団や学校部活動を中心とした青少年スポーツの推進が行われてきましたが、学校単位で活動を行うスポーツ少年団や学校部活動は減少傾向にあります。しかし、一方では、新しい青少年クラブ・団体も結成されてきています。

○ 地域スポーツ活動の現状

これまで、スポーツ推進員を各地域に配置しながら市民体育祭、ふれあい駅伝競走大会及び軽スポーツ大会などを中心に地域スポーツの推進を行ってきました。地域対抗で行う行事については、今後更に少子高齢化が進む中で、行事を継続できるか大変心配されるところであります。

一方、各地域コミュニティ協議会を中心に高齢者教室や健康づくり教室

なども盛んに行われています。市民が身近にスポーツに親しむ環境は、身近な地域にあることが望まれており、今後一層の推進が期待されるところです。

○ コミュニティスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の現状

ひしかりガラッパスポーツクラブと大口健康スポーツクラブの2つのクラブが、合併前の旧市町でそれぞれ設立され、現在に至っています。ひしかりガラッパスポーツクラブは現在、ソフトバレー教室など5教室の活動を行っていますが、大口健康スポーツクラブにおいては活動を休止している状況です。

○ 競技スポーツの現状

本市出身のスポーツ選手が、国際大会、国民体育大会や県民体育大会等各種大会で活躍す



市民体育祭

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

ることは、市民に夢と感動を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高めるなど、本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。

平成31年には全国高等学校総合体育大会が南九州4県で開催され、平成32年には第75回国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が本県で開催されます。本市でもカヌースプリント競技が開催されます。

◇主な関係施設

	施設名	床面積(㎡)	耐用年数	主建物建築年
1	総合運動公園	5,686.11	50	1974
2	農村公園	3,412.65	50	1985
3	カヌー艇庫	199.12	38	2009
4	湯之尾体育広場カヌー艇庫	111.07	38	1990
5	湯之尾屋内ゲートボール場	1,510.00	38	1987
6	山野地区体育館	727.00	38	1981



いさドラゴンカップ

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(15) 青少年の健全育成

【現状】

青少年が郷土への誇りを持ち、その特性を生かして地域づくりに励み、豊かな感性と自立の精神や国際感覚を育てることは市民すべての願いです。そのために、成長段階に応じた課題に積極的に挑戦し、様々な交流活動やボランティア活動等に主体的に参画することで、社会の一員としての責任と誇りを自覚していくことが期待されます。

青少年を家庭、学校、地域社会、関係機関・団体等が一体となり地域ぐるみで支援していくことは特に必要なことであり、本市においても次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年を育成するため、さまざまな活動を行っています。

また家庭は全ての教育の原点ですが、現在、家庭の教育力は低下しており、家庭教育の向上が大きな課題となっています。家庭の教育力向上のために、公立幼稚園小中学校すべてに家庭教育学級を設置し、保護者に対し子育てに関する講演や親業出前講座等を行っています。今後も関係機関、部署と連携を図りながら、家庭における教育力の向上に努めます。

○ レインボーキッズいさ 【平成28年度実績 団員13名】

異年齢集団による自然体験や食と農の体験、ボランティア活動等を行い、子ども会活動の在り方や、ジュニアリーダーとしての役割を学習し理解を深め、たくましく生きる青少年を育成しています。

○ 校区青少年体験活動 【平成28年度実績 延べ人数1,809名】

毎月第3土曜日を青少年体験活動の日とし、校区コミュニティ協議会に校区公民館指導員を配置して、農業体験や各種体験活動を実施しています。

○ ふるさと学寮 【平成28年度活動実績 156名】

一定期間子どもたちが家庭を離れ、共同宿泊生活を体験しながら通学することを通して、自主性・協調性・忍耐力・連帯感を養うことを目的に実施しています。

○ 青少年健全育成大会 【平成28年度実績 500名】

地域と学び未来に生かす人づくりを目標に掲げ、市民・関係各団体が一堂に会し、青少年の非行防止、地域の安全意識の高揚を図っています。

○ 家庭教育学級 【平成28年度実績 総計120回 1,932名】

教育の原点である家庭の教育力向上をめざすために、公立幼稚園、小・中学校に家庭教育学級を設置し、年間を通じ、子育てに関する講座、親業出前講座、体験活動等を実施しています。

○ 子ども会活動 【平成28年度加入者930人 86団体】

地域を基盤とし、子どもが中心となって進める異年齢による体験活動や伝統継承活動等を通じ、地域の一員として社会に参画する心豊かでたくましい青少年の育成を目指しています。

第2章 本市教育を取り巻く環境

2 伊佐市の教育の現状

(16) 開かれた学校

【現状】

開かれた学校とは、①地域社会や家庭と連携協力して子どもたちの「生きる力」を育成するための教育を推進できる学校、②学校の施設や機能を地域社会に開放し、人々の教育・文化・生活の向上に貢献できる学校、③生涯学習の基礎的な資質の育成を重視し、子どもたちの実態に応じて、地域の教材や人材を活用した特色ある教育活動を展開できる学校です。各学校や地域、子どもたちの実態に応じ、学校と家庭・地域における教育の共有化と活動の協働化を図っています。

各学校においては、多くの方々に学校開放などの行事に参加していただき、学校教育について考える気運を高め、教育の充実と発展を図るために実施している「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」に積極的に取り組んでいます。

◇各校の主な地域交流行事

学校施設名	県民週間実施計画・状況等（平成29年度）
大口小学校	学校自由参観、PTAバザー、芸術鑑賞教室
大口東小学校	読書祭り、学校自由参観、高齢者との交流会、大口東フェスティン星ヶ峯
牛尾小学校	学校自由参観、学習発表会、PTAバザー、校区文化祭
山野小学校	学校自由参観、山野想い出写真館、高齢者とのふれあい活動、学習発表会
平出水小学校	学校自由参観、学習発表会、PTAバザー、校区文化祭、バザー
羽月小学校	学校自由参観、収穫祭、ふれあい活動及び交流給食、学習発表会
羽月西小学校	学校自由参観、心の教育の日、地域の方々との交流会、校区合同文化祭
曾木小学校	自由参観、ニジマス放流、学習発表会、曾木っ子秋祭り、グランドゴルフ大会
針持小学校	授業参観、暗唱発表会、お話コンサート、手作り弁当の日、試食会
湯之尾小学校	学校自由参観、学習発表会、高齢者とのふれあい活動、給食試食会
菱刈小学校	日曜参観、弁当の日、バザー、学校開放ウォーク、試食会、芋掘り
南永小学校	特認校体験入学、学校自由参観、南永っ子フェスティバル、星空コンサート
本城小学校	ふれあい週間、学習発表会、本城幼稚園との交流会、高齢者との交流会
田中小学校	自由参観、田中フェスタ、高齢者とのふれあい会、交流給食
大口中央中学校	学校開放週間、文化祭、心の教育の日
菱刈中学校	学校開放期間、創立記念式典・祝賀会、職業人に学ぶ体験講座

- 開かれた学校への取組を推進するため、各学校において自己評価、学校関係者（外部）評価に取り組み、説明責任を果たすための工夫・改善を図っています。
- 各学校では、生活科や総合的な学習の時間等において、授業に地域の人材や施設等を積極的に活用し、体験的な活動の場を広げ、豊かな社会性を育てています。
- 平成29年度より、地域に開かれた学校づくりを更に展開するために、これまでの学校評議員制度から学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール[※]）を導入し、現在、山野小、平出水小、菱刈小、南永小、菱刈中の5校を指定して、地域の方々が学校運営に参画し、教育課題を解決していく活動に取り組んでいます。平成30年度には、新たに7校を指定していきます。

[※]コミュニティ・スクール・・・学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組み

第3章 基本目標（教育大綱）

第3章 基本目標(教育大綱)

1 伊佐市教育の目標

市の発展の礎は、郷土の未来を担う青少年の育成にあります。

そのため、青少年が変化の激しい社会に的確に対応できるように、学校・家庭・地域が役割分担をこれまで以上に自覚し、それぞれが連携して地域全体で心豊かで健やかな青少年を育てていくことが重要です。

本市は周囲を山に囲まれ、その中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田が開けています。森林が豊富で農業が盛んな本市の環境を生かし、地域について知り、地域の課題を解決しようとする態度を養うことを通して豊かな心を育みます。豊かな心とは、社会性、コミュニケーション力、自尊心や思いやり、規範意識を有する心と考えます。

豊かな心を育成することで、多様な人と積極的に関わり、地域の愛着と誇りを有し、社会に役立とうとする人づくりにつながります。

これまで、それぞれの地域で育まれた良き教育的風土を大切にしながら「まちづくりは人づくり」という信念や、「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」という気風の確立に努めながら、青少年育成の各種事業を実践し、園児・児童・生徒が楽しく遊べる環境の整備・充実に努めてまいりましたが、今後とも、このような取組によりふるさとに学ぶ人づくりをベースに、地域で育んだ感性や生きる力を十分に発揮し、自らの人生を切り開いていくことのできる人づくり、社会に役立つ人づくりに取り組んでまいります。

本市では、これらの教育的資源を活用しながら、平成 25 年 3 月に伊佐市教育振興基本計画を策定し、今後 10 年間の本市の教育を進めるにあたっての基本目標を

「伊佐のふるさと教育」の推進

- 1 地域と学び、未来に生かす人づくり
- 2 伊佐らしい活力ある教育、文化の創造

と設定し、実現のために取り組んでまいりました。

伊佐市教育振興基本計画の実施から5年が経過した現在、これまでの取組実績や見えてきた課題等を踏まえつつ、以下の方針に従い、本市教育の基本計画（後期計画）として施策の方向性を設定し、具体的な施策を体系化することとします。

第3章 基本目標（教育大綱）

2 伊佐市教育の基本方針

(1) 時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育

教育には「不易（時代を超えて変わらないもの、価値あるもの）」と「流行（時代の変化とともに変わるもの、変えていく必要のあるもの）」があると言われています。

個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進にあたって重要視されるものです。

(2) 社会の変化に柔軟に対応する教育

時代の変化に対応した教育を行わなければ、硬直した画一的な教育となり、個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。東日本大震災からの復興等の経済問題、少子高齢化の進行、情報化、国際化、環境問題など教育を取り巻く環境は急速に変化しています。このような社会の変化に的確かつ柔軟に対応していくことが必要です。

(3) 学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲を身につけさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。更に、本市においては義務教育と高校教育の連携は、相互の活性化と充実を図るため一層深めていかなければならない課題です。

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身につけさせ自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、校区コミュニティ協議会や自治会などのことであり、社会の基本的単位である家庭や学校を支えるとともに、すべての市民が地域で子どもを守り育てるための取組を推進します。

企業は、学校等と連携した職業教育・キャリア教育への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフのバランス確保のための取組等により社会的責任として、地域社会の教育力向上のため役割を担っていくことが求められています。

各種団体等は、その結成目的に応じて各団体の活性化を図るとともに地域社会との連携が求められています。

これら学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力を図りながらお互いに充実していきます。

第3章 基本目標（教育大綱）

(4) 人・地域が活性化する交流の促進

互いに支え合い協力し合う互助の精神に基づき、個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする意識を高めることが重要です。そして、自らが地域づくり、社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、公共の精神、社会規範を尊重する意識や態度を育成していくことが重要です。また、他の地域との交流を活発にすることによって伊佐に活力が生まれてきます。

(5) 人権同和教育の推進

学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図り、すべての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚に努めます。

また、教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善に取り組みます。併せて、社会教育における人権に関する学習・啓発活動を推進します。

教育大綱と基本目標（めざすべき姿）及び基本計画（施策）の関連

教育大綱（平成 27 年度～平成 29 年度、平成 30 年度～平成 34 年度）

基本目標

10年間を通じてめざすべき教育の姿（平成25年度～平成34年度）

「伊佐のふるさと教育」の推進

- (1) 地域と学び、未来に生かす人づくり
- (2) 伊佐らしい活力ある教育、文化の創造

伊佐市教育の基本方針

- (1) 時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育
- (2) 社会の変化に柔軟に対応する教育
- (3) 学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力
- (4) 人・地域が活性化する交流の促進
- (5) 人権同和教育の推進

基本計画

今後5年間に集中して取り組む施策（平成 30 年度～平成 34 年度）

1	2	3	4	5	6	7	8	9
生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者にたくましい山坂達	互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興	郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用	心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進	安全・安心な学校給食の提供	教育環境の整備推進	人権同和教育の推進	かごしま国体及び南部九州高校総体の成功
(1) 確かな学力の定着 (2) 生徒指導の充実 (3) 情報教育の推進 (4) 特別支援教育の推進 (5) 幼保小中高連携の推進 (6) 開かれた学校の推進 (7) 極小規模校の教育充実 (8) 学校運営の充実	(1) たくましい気力や体力を培う学校 (2) 青少年の体験学習・異年齢集団活動の推進 (3) 家庭の教育力向上 (4) 読書活動の推進 (5) 学校保健及び安全の推進 (6) 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進	(1) 生涯学習機会の充実 (2) 文化芸術活動の充実 (3) 地域コミュニティ・社会教育団体との連携 (4) 市立図書館の活用	(1) 文化財の保存と活用 (2) 郷土民俗芸能の継承 (3) 歴史資料館の整備と活用 (4) 郷土に対する関心や理解の深化 (5) 海音寺潮五郎記念事業の実施	(1) 青少年スポーツの推進 (2) 地域スポーツ活動の推進 (3) コミュニティスポーツクラブの育成支援 (4) 競技スポーツの推進 (5) リバースポーツの推進	(1) 学校給食センターの円滑な運営 (2) 食育の推進 (3) 地産地消の推進	(1) 学校施設の安全対策と教育環境の整備 (2) 社会教育・体育施設の安全対策と環境の整備 (3) 魅力ある高校づくりの支援	(1) 人権問題への正しい認識と理解 (2) 人権同和教育の充実	(1) 燃ゆる感動かごしま国体カヌースプリント大会の成功 (2) 平成31年度全国高校総合体育大会カヌー競技大会の成功

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

今後5年間に取り組む9の施策の方向性について、これまでの成果等を含め以下に整理します。

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

たくましく生きる力と豊かな感性を備えた児童生徒を育成するため、確かな学力の向上を最重要課題としてその改善に取り組み、知・徳・体の調和のとれた人材の育成を目指します。

学力の向上においては、指導主事を派遣した研究授業のほか、学校訪問による指導助言を継続的に実施しており、授業の質の向上を図ってきました。情報教育の推進におけるICT機器整備との相乗効果で学力向上を図ります。今後5年間への見直しとして、学級経営の充実による生徒指導問題の改善、学校・家庭・地域との連携強化による児童生徒の育成、教員の持つ力を最大限発揮できるよう学校校務の業務改善と、複式学級を有する小規模校の教育振興を図り、学力向上につながる学校教育の充実に努めます。

特別支援教育では、県下有数の充実した支援員体制を構築しつつあり、幼保小中校連携の推進と関連させながら、情報共有及び指導連携を進めているところです。

いじめ問題等生徒指導については、スクールカウンセラーの活用などで対策を講じてきましたが、一部の学校に新たに設置した学校運営協議会の効果も視野に入れながら複合的に取り組み改善を図ります。

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

伊佐を巣立つ子どもには、世界中どこでも活躍できる素地を培い、伊佐に残る子どもには、ふるさとの発展に寄与する資質能力を身につけさせるため、新納忠元公「二才咄格式定目」にある「山坂達者」を、伊佐のふるさと教育の柱に位置づけています。

児童生徒のたくましい気力や体力の数値的な向上に当たっては、一校一運動の取組や体育授業の充実の他、自力登校や運動習慣の確立など、今後も引き続き、各学校における取組が必要です。

一方、体力等の基礎となる健康面では、必要な保健指導や安全への啓発を行い、学校保健活動の充実を図ります。

次代を担うリーダーシップを持った青少年育成に対しては、家庭の教育力の向上を目的とした親業出前講座や異年齢集団活動など、これまで進めてきた学校外における教育活動の取組は評価を受けていることから、各教育活動の充実を図りながら、今後も更に推進して行きます。また、豊かな教養知識のために必要な読書については、「伊佐市子ども読書活動推進計画」に基づき更なる推進を図ります。

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

市民一人一人が自己の能力を高め、豊かでいきがいのある人生を送ることができるように、学習の機会や文化芸術鑑賞の機会の充実が必要です。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

市民が学ぶ機会として、生涯学習講座としてさまざまな市民講座（ふれあい講座）の開催や自主文化活動の支援、市立図書館活用のためのさまざまな取組を行ってきました。今後も引き続きより有用な知識や質の高い学習の提供や文化芸術鑑賞の機会の充実を図っていきます。また、PTAなどの社会教育団体における地域の課題解決に向けた相互連携への取組を推進するとともに、校区コミュニティ協議会を中心とした市民が協働で取り組む社会教育活動を支援します。

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

ふるさとを誇り、愛する心情を醸成するためには、ふるさとの歴史を学び、地域の文化財を大切に保存し、活用、継承していくことが重要です。

本市には、国指定文化財4、県指定文化財9、国の登録有形文化財1、市指定文化財45と数多くの指定文化財があります。また埋蔵文化財についても現在237か所もの周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されています。

前期計画期間では、国指定重要建造物である祁答院家住宅の茅葺き屋根の全面葺き替えを行い、適正な保存を実施しました。また、開発事業と埋蔵文化財保護との調整を図るために発掘調査を実施し、埋蔵文化財の適正な保存に努めました。また、市内の1,000件を超える文化財のデータベース作成、郷土民俗芸能の活動の活性化のために、郷土芸能の祭典を開催するなど、文化財の適正な保存や身近に触れる機会の充実のための様々な事業に取り組んできました。しかしながら老朽化する建造物への対応、地域の高齢過疎化による郷土芸能の担い手不足、文化財専門職員の不足等数多くの課題があります。

今後は国、県とも協議を行いながら文化財の適正な保存を図るとともに、埋蔵文化財についても事業との調整を行いながら適正な保存に努めていきます。郷土芸能には引き続き支援を行っていくなど文化財や伝統文化の適正な保存、活用、継承のための取組を推進します。

5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進

スポーツ活動を振興し、市民の健康づくりを推進することを目的とした施策に沿って、各種事業を実施してきましたが、今後5年間に向け現状の変化に沿った見直しを行います。

- ① 青少年スポーツ 少子化に伴うスポーツ少年団や部活動部員の活動縮小に対応するため、スポーツクラブも含めた青少年スポーツとして広く対象を捉え、活動を支援していきます。
- ② 地域スポーツ活動 これまで市民体育祭など地域対抗的なスポーツ活動を中心に推進してきましたが、身近にスポーツに親しむ環境があることが望まれていることを踏まえ、地域単位でのスポーツ活動もこれまでの施策に加えて推進していきます。
- ③ コミュニティスポーツクラブの育成支援 住民が自ら主体となって運営するコミュニティスポーツクラブは人材の発掘や会員の確保、安定した経営が課題となっているため、課題の解決に向け、引続き支援を行います。
- ④ 競技スポーツ 全国大会など各種競技大会への出場支援などは維持しつつ、特に平成31年から32年にかけて地元開催される高校総体や国民体育大会へ向けて、地元力又一選手の強化を新たな施策として取り組みます。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

- ⑤ リバースポーツの推進 国体やインターハイのカヌー競技の開催を契機に、本市の特徴である川内川を中心に河川を利用したスポーツ等を普及し、交流人口の増加など地域活性化に向けて取組を推進します。

6 安全・安心な学校給食の提供

市内すべての小中学校、本城幼稚園と子ども発達支援センター「たんぽぽ」に適切で厳正な衛生管理のもと、栄養バランスの取れた安全でおいしい給食を提供するとともに、地産地消の取組と食育の推進に努めます。給食センターの施設は、伊佐市公共施設等総合管理計画に基づき予防保全を行い、機械設備等の計画的な維持改修を行うとともに、日常の点検や安全な作業の徹底など、今後も細心の注意を図りながら給食事業を進めていきます。

7 教育環境の整備推進

前期計画で位置づけていた中学校の再編は、校舎など施設整備やスクールバスの運行など必要な措置を講じ、無事に計画を達成することができました。今後の社会施設・体育施設を含む施設については、伊佐市公共施設等総合管理計画を指針とする個別計画に基づき、計画的な施設整備や維持管理を適切に行うことにより、安全で学びやすい教育環境の整備を進めます。

また、本市にある3つの高校の実施する「魅力ある高校づくり」を支援し、高校の活性化を目指します。

8 人権同和教育の推進

学校、家庭、地域等が緊密な連携のもと、積極的な人権同和教育の充実に努めます。

これまでも研修会や講演会を定期的を開催しており、差別意識の解消に向けた取組を進めてきましたが、今後も継続的に人権問題について考える環境づくりを推進していきます。

また、学校においては、児童生徒及び保護者を含めた人権学習の機会や啓発活動の設定、教職員における研修の充実等を通して、人権感覚豊かな児童生徒の育成を目指します。

9 かごしま国体及び南部九州高校総体の成功

平成29年7月に鹿児島県での国体開催が正式に決定されました。本市ではカヌー競技のスプリント種目が行われることになっています。平成32年10月に開催される燃ゆる感動かごしま国体カヌー競技会カヌースプリント大会は、環境への配慮、簡素化及び効率化を図りながら、市民の総力を結集して、伊佐らしさを生かした大会となるよう目指します。

通称「インターハイ」と呼ばれる全国高等学校総合体育大会は、平成31年に鹿児島・熊本・宮崎・沖縄の南九州ブロックでの開催が決定しました。本市においては、カヌー競技が行われ、主催者である（公財）全国高等学校体育連盟をはじめとした関係競技団体と連携を取りながら、関わる全ての高校生が「輝き 夢と希望を持ち 心に残る大会」になるよう目指します。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

(1) 確かな学力の定着

【現状と課題】

- ① 諸検査等において学力の状況としては、小学校では概ね基礎学力が定着しています。しかし全国学力・学習状況調査において、特に中学校では、知識に関する問題及び活用に関する問題ともに全国平均を下回る正答率です。そのため、基礎学力の定着を図るための教師の指導力の向上や家庭学習の習慣化を図る必要があります。
- ② 小・中学校の連携した取組の充実とその推進を今後も図る必要があります。



土曜いきいき講座

【これからの施策の方向性】

- ① 学力向上に向けて、指導法の改善（基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動や思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動等）を推進します。
- ② 児童生徒の学力・学習状況を、学校、家庭、地域で把握し、学力向上策を推進します。
- ③ 児童生徒の発達や学びの連続性を踏まえ、小中連携した教育を推進します。

【主な取組】

- ① 新学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底を図り、言語活動の充実が図れるように指導法改善の取組を推進します。
- ② 学校、家庭、地域が諸学力調査等の結果に基づく課題を共有し、連携して学力向上が図れるよう働きかけを強化します。（伊佐の家庭教育の心得配布）
- ③ 小中連携による公開授業や相互授業参観等を通じた研修会を充実させ、計画的に実施していきます。
- ④ 地域人材の活用や長期休業日における学力向上の取組を促進します。



英語教育強化地域拠点事業研究公開

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

【達成数値目標】

全国学力・学習状況調査における目標値(知識・技能、活用等の県比較)

現状値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
小学校△6、中学校△12	小・中学校共に県平均点以上

平成29年度は、県平均と比較して最大で、小・算(活用)が△6ポイント、中・数(知識)が△12ポイント下回っています。今後、学力向上の取組を行うことにより県との差をなくし、小・中学校共に県平均点以上を目指します。

家庭学習の目標時間の達成率

現状値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
小学校 74.5 %	80 %以上
中学校 68.4 %	県平均値以上

平成29年度は、小学校は県平均値を4.5ポイント上回っていますが、中学校は県平均値より約8ポイント下回っています。目標値は、小学校は80%以上、中学校は県平均値まで上げ、今後の学力向上を目指します

(2) 生徒指導の充実

【現状と課題】

- ① 本市では、ここ数年の間において、児童生徒間における暴力行為やトラブル等の他、万引きや器物破損等、その他の問題行動の発生件数が増加傾向にあります。この問題の背景には児童生徒の規範意識の低下や価値観の多様化、中1ギャップ問題、適切な就学指導における問題等があげられます。
- ② いじめ問題では、「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」という基本認識の下に対応していますが、ネット上のいじめなど、ますます見えにくくなっている状況があり、情報モラル教育における指導の充実を図る必要があります。
- ③ 生徒指導問題が顕著化する背景には、一貫性のある指導や問題に対する早期の対応の不備が指摘され、生徒指導体制の確立が課題と考えられます。
- ④ ここ数年、不登校児童生徒の増加が喫緊の課題となっており、義務教育9年間を見通した一人一人の実態を踏まえた指導や保護者及び関係機関との連携を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 暴力を振るい他人を傷付けることや万引き・窃盗等は、絶対に許されない犯罪行為であることを十分に理解させ、指導を徹底させることはもちろん、家庭及び関係機関と連携して再発防止に努めます。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

- ② 学校においては、道徳教育を中心とした心の教育の充実や9年間を見据えた小中一貫教育の推進等、校種を超えた指導の在り方や連携を更に図ります。
- ③ 携帯電話やスマホ等の所持をふまえ、学校における情報モラルに関する指導を確実に行うとともに、今後一層、PTAと連携した問題の対応に努めます。
- ④ 児童生徒が起こす生徒指導上の問題は、社会的に多様化・深刻化していることをふまえ、全ての職員が共通認識の下に組織的に一貫性をもって対応するよう生徒指導体制を確立するとともに、警察を始めとした関係機関との連携を図り、規範意識を育てます。

【主な取組】

- ① 道徳、学級活動、人権教育、情報教育における確実な指導と見届けを行います。
- ② 授業では、児童生徒の自己指導能力(「自己存在感、共感的人間関係、自己決定」)の育成を育むことを意識し授業を展開するとともに、「見つめ、励まし、支える」教師のまなざしとかわかりを発揮し、指導します。
- ③ 菱刈中学校区小中一貫教育及び大口中央中学校区小中一貫教育の実践のさらなる充実を図り、全ての学校の職員に9年間を見通した指導の在り方を協議し、指導に生かします。
- ④ 学校だけでは解決が難しい事案や児童生徒の安全確保のための事案等、学校から警察へ連絡・相談するなど、積極的に連携を図ります。

【達成数値目標】

不登校児童・生徒数の目標値 ()は不登校生徒数

現状値(平成28年度)	目標値(平成34年度)
6人(22人)	2人(16人)

不登校児童については、平成28年度には大きく増加し、中学校にもその影響が予想されるため、対策を強化し、平成26年度の水準を目標値と設定します。

問題行動の件数の目標値

現状値(平成28年度)	目標値(平成34年度)
17 件	3 件

問題行動の件数については、平成27年度以降、急増しています。自己指導能力を育む授業の展開や小中一貫教育の実践、関係機関との連携を強化することにより、平成26年度の水準を目標値と設定します。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

(3) 情報教育の推進

【現状と課題】

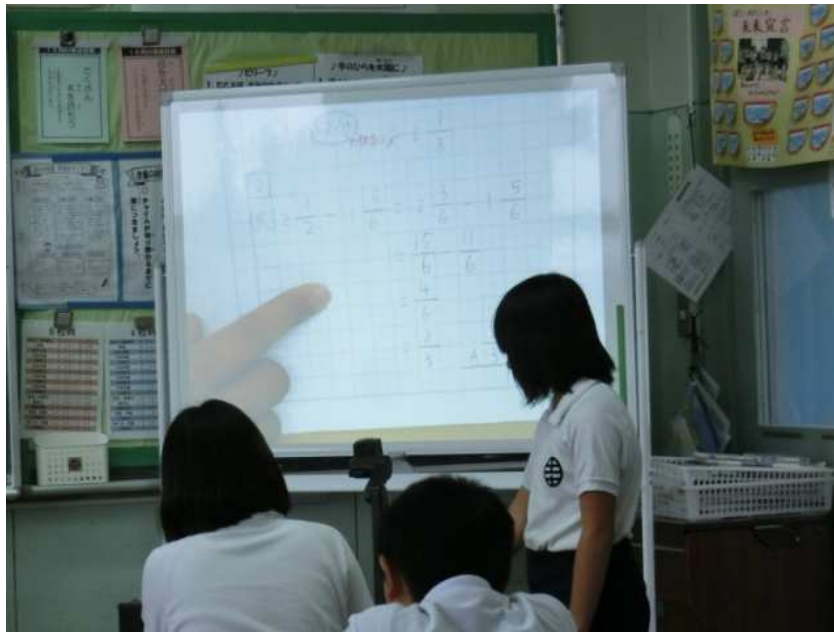
- ① 各学校のパソコン教室に児童生徒用パソコンと指導用パソコンを配置しており、教員一人当たり1台の校務用パソコンを整備しています。

なお、平成29年度中にパソコン教室のパソコンは全てタブレット型パソコン（TPC）に更新しました。今後、TPCの具体的な活用方法に関する研修を実施して、子どもたちの学力向上につなげる必要があります。

- ② 各学校のホームページ及びブログは定期的に更新され、最新の話題の情報発信がなされています。しかし、学校により発信頻度には差があるのが現状です。

【これからの施策の方向性】

- ① 子どもたちに生きる力を育む教育を実現するために、学校種、子どもたちの発達段階、教科等を考慮して、情報端末や電子黒板等が整備された環境において、デジタル教科書及び教材を活用した学習環境づくりに努めます。
- ② フューチャースクールを参考にしながら、本市の実態に合わせた形で、年次的に事業を推進します。特に、無線LANによるネットワーク環境における、一人1台のタブレットパソコン（TPC）やデジタル教科書、電子黒板（IWB）の活用及び校務支援システムの構築等、望ましい教育環境の整備に努めます。
- ③ 環境を整えるとともに、情報化社会を生きる子どもたちに、発達段階に応じた適切な情報モラル教育を行います。



ICT機器を活用した授業

【主な取組】

- ① TPC及びIWBを活用した効果的な指導方法に関する研修の実施を図ります。
- ② 全職員が教科・領域等で情報モラル教育を実施するための研修の実施を図ります。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

- ③ 校務支援システムの構築による校務の適正管理及び情報セキュリティポリシーの徹底を図ります。

【達成数値目標】

情報モラル教育の教職員の研修受講率目標値

現状値(平成28年度)	目標値(平成34年度)
100 %	100 %

平成28年度において、全ての教員が市の研修を受講しており、今後も引続き、市の研修受講を必須とし継続することにより100パーセントの受講率を目指します。

(4) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

- ① 特別な支援を要する幼児児童生徒の増加に伴い、特別支援学級が毎年増加しており、在籍する児童生徒の学年が複数となり、各学級における指導は非常に難しい現状があります。
- ② 市内全校に特別支援教育支援員を配置していますが、通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあり、支援員の支援を受けられない児童生徒のいる学校があります。
- ③ 「日本一子育てにやさしいまちづくり」を目指し、医療・福祉・保健・教育等の分野が連携することで一貫した子育て支援システムを構築し、安心して子育てができる環境整備を図っています。

【これからの施策の方向性】

- ① 各学校の指導体制・支援体制の更なる充実を進めます。特に、特別支援学級担任の指導力向上を図る研修を充実させます。また、特別支援教育支援員の資質向上を図る研修を充実させます。
- ② 移行期の支援が円滑に行われるように努めます。また、各学校が医療や福祉等の関係機関と十分に連携をとりながら支援できるような体制づくりに努めます。更に、就学から就労を見据えた支援体制の確立を図る必要があります。

【主な取組】

- ① 各学校の指導体制・支援体制の更なる充実を図ります。
 - ・ 特別支援教育セミナーの充実（年2回、うち1回は授業を通じた研修）
 - ・ 校内委員会の充実(特別支援コーディネーターの資質向上)
 - ・ 巡回相談の活用(依存から自立の視点で)
 - ・ 特別支援教育支援員の効果的な活用(訪問及び調査等による適切な配置)と資質向上（年3

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

回の研修)

- ② 就学前及び就学後の適切な就学指導の推進システムの確立を図ります。
 - ・ 市就学時健康診断の充実(多面的な診断の場となるように)
 - ・ 市教育支援委員会の充実(特に、幼稚園・保育園の周知の徹底 年3回)
 - ・ 市幼、保、小連携研修会の充実(年2回の研修)
- ③ 教育、医療、福祉などの関係者の代表協議や、必要な連携の場の提供など多面的な支援を促進します。
 - ・ 市特別支援教育連携協議会の充実(年3回の全体会の開催)
 - ・ 療育機関との連携の強化(就学を考える会、公開療育)
 - ・ 二次障害として、不登校や登校遅滞、問題行動を起こす児童生徒への対応の強化

(5) 幼保小中高連携の推進

【現状と課題】

幼児期から生涯にわたる人格形成の基礎を培い、たくましく心豊かな子どもを育てためには、子どもの生活の連続性及び発達や学びの連続性を意識し、それぞれの学校(園)等が段階に応じて、その役割をしっかりと果たすとともに、各段階間の連携や円滑な接続を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 各種の研修会、連絡協議会等を通して各校種の教員同士のコミュニケーションを活性化させ連携の充実を図ります。
- ② 特別支援教育を柱として、支援を必要とする幼児児童生徒の情報交換を円滑に行い、効果的な支援を行っていきます。
- ③ ねらいを明確にした計画的な交流をもとに、子ども間の交流を充実させます。
- ④ 市立本城幼稚園は、その設置目的を踏まえ、園児の健全な心身の発達と特色ある幼児教育の充実を図ります。



中高生合同での吹奏楽指導

【主な取組】

- ① 校(園)種を超えた研修会、連絡協議会等を開催します。
- ② 移行支援シートや個別の教育計画を基に行う連続性のある支援の充実を図ります。
- ③ 交流活動の積極的な実施と活動の質の充実を図ります。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

(6) 開かれた学校の推進

【現状と課題】

各学校では、子どもたちの「生きる力」を育成するために、家庭・地域社会と連携した教育活動の展開に努めています。地域素材・地域人材等の積極的な活用を図り、特色ある教育活動を展開したり、授業の公開や行事の運営においては積極的に学校を開き、地域の方々の参加を呼びかけたりしています。

今後は、更に地域に開かれた信頼される学校づくりを目指し、学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行を図り、全ての学校でコミュニティ・スクール※(学校運営協議会制度を有する学校)として指定し、地域住民参画による学校運営による教育活動の展開を進め、教育課題等の解決に向けて家庭・地域と連携して取り組む体制づくりが必要です。

※コミュニティ・スクール・・・学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組み

【これからの施策の方向性】

地域に開かれ、地域に根ざす学校の推進を図るために、あらゆる機会をとらえて広く学校を開き、地域・関係機関の協力を得ながら学校教育活動を推進します。

- ① 地域と共にある学校づくりを目指し、学校評価制度を推進します。
- ② 地域素材・地域人材の活用、教育活動の積極的な公開や広報を図ります。
- ③ 伝統や文化に関する教育の充実を家庭・地域と連携して図ります。
- ④ 学校運営協議会制度の導入により更に開かれた学校づくりを目指します。

【主な取組】

- ① 学校ホームページ（ブログ）や学校便り、学級通信などによる情報発信を図ります。
- ② かごしまの教育県民週間における学校参観等の積極的な実施を図ります。
- ③ 各学校における学校評価の推進と学校評議員(学校運営協議会)制度の活用を図ります。
- ④ 自己評価結果や関係者評価結果の積極的公開と報告を行います。
- ⑤ 学校の教育活動の地域への広報に努めます。
- ⑥ 県へき地・小規模校研究公開への積極的参加を図ります。
- ⑦ 該当校における複式・少人数指導の充実及び交流学習等の推進を図ります。
- ⑧ 「伊佐のふるさと教育」の推進の浸透化と各学校における具体的取組に努めます。
- ⑨ 各校区における伝統文化継承に関わる児童生徒の活動の推進及び各関係機関との連携強化に努めます。



校区の夏祭りで伝統の子ども太鼓を披露する田中小児童

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

- ⑩ 地域人材の活用の奨励を図ります。
- ⑪ 学校運営協議会制度への移行を図ります。

【達成数値目標】

コミュニティ・スクール実施学校数

現状値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
5 校	16 校

全ての学校が、学校評議委員会制度からコミュニティ・スクールに移行することを目標とします。

(7) 極小規模校の教育充実

【現状と課題】

- ① 小学校14校のうち、6校が複式学級を有しています。少子化による児童生徒数の減少は避けられないことから、へき地・小規模校教育の振興を図ることは、本市教育の振興を図る上でも重要です。
- ② 地域の教育力や特性を生かすことで、特色ある教育活動が展開できています。

【これからの施策の方向性】

- ① へき地・小規模校のよさを積極的に生かした特色ある教育活動と特認校制度等の基盤整備を推進します。
- ② 複式学級の指導の在り方や授業の進め方等に関する教職員の指導力の向上を図るとともに、研修会の機会の確保に努めます。
- ③ 地域と一体となった教育を推進し、学校のホームページやブログ等での情報発信を通して、児童数の増加に努めます。

【主な取組】

- ① 実践事例の紹介等により、へき地・複式教育の充実に努めていきます。
- ② 伊佐市へき地・小規模校研究会連絡会や研究公開等を通して、研修の一層の充実を図り、教職員の資質向上を図っていきます。
- ③ 近隣の学校との交流学習の促進や教育機器を活用した教育方法の改善を推進していきます。



南永小学校の朗読活動

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

(8) 学校運営の充実

【現状と課題】

- ① 変化の激しい社会の中で生き抜く子どもを育成するためには、子ども自らが課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習など、授業改革を図っていくことが求められています。また、教育内容や学習活動の量的・質的充実にとどまらず、道徳教育の充実や外国語活動など、学校は様々な教育課題への対応が今後求められています。
- ② 中学校等の教員を対象にしたOECD国際教員指導環境調査※によると、1週間当たりの勤務時間は参加国最長であり、課外活動の指導時間や事務業務等も長いという結果が出ており、教員の多忙化の解消が急務となっています。
- ③ 学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員が新たな教育課題等に対応し、本来の職務を遂行するためには、子どもと向き合える時間を確保するとともに、教員のもっている力を高め、発揮する環境を整えることが必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 学校運営の改善のため、校長のリーダーシップの下、教職員が協働しながら学校運営に参画するなど、学校のマネジメント機能の強化を図ります。
- ② 組織としての学校運営を実践するため、教員以外の職種の専門性や専門スタッフ等を生かし、校務分掌も見直すなど業務効率・改善を図ります。
- ③ 業務改善に当たり、学校全体の業務を見渡した最適化を図り、校務の効率化・情報化による環境づくりを更に進めます。
- ④ 子どもの教育を充実させるため、学校・家庭・地域が子どもの成長に対する役割と責任を分かち合い、相互に連携・協働しながら、社会総掛かりで教育に取り組み、支援する体制づくりを進めます。
- ⑤ 教育委員会は、各学校の業務改善の取組が進められように、予算措置による必要な支援やサポート体制、調査及び調査方法等の見直し等を行い、指導していきます。

【主な取組】

- ① 業務改善にあたり、管理職等を対象にしたマネジメント研修を実施するとともに、モデル校等による実践研究の成果普及を図り、主体的取組を促進します。
- ② 教員と事務職員等との職務内容の見直しを図り、事務職員の学校運営への参画体制を強化するとともに、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※、教育相談員等を含めた連携による校務運営体制の改善・充実を図ります。
- ③ 学校評価等による業務改善の点検・評価を行い校務の効率化を学校全体で検討するとともに、グループウェアの校務支援システムの整備や教材・教具等のネットワーク化を図る等、校務の情報化の整備を進めます。
- ④ 学校・家庭・地域との連携を一層進めるとともに、学校や地域の実情に応じて、地域人材の活用や学校教育に参画による体制の構築を図ります。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

- ⑤ 行事や会議、研修会、調査等を実施する際は、その必要性や実施方法等について検討させ、改善を図ります。

【達成数値目標】

ストレスチェックによる高ストレス者の割合

現状値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
10 %以内	10 %以内

平成 29 年度において対象者の割合は 10 パーセント以内となっています。今後も管理職による職員の勤務状況の把握及び業務改善等を各学校で推進することにより現状以内を目標とします。

※OECD国際教員指導環境調査・・・学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた、「経済協力開発機構」の国際調査

※スクールカウンセラー・・・児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者

※スクールソーシャルワーカー・・・子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所との連携、教員支援を行う福祉の専門家

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

(1) たくましい気力や体力を培う学校

【現状と課題】

① 体力テストの結果から、小学生は、「上体起こし」「長座体前屈」「立ち幅跳び」に課題がみられます。中学生は「長座体前屈」「反復横跳び」「50m走」「ハンドボール投げ」に課題がみられます。

② 運動習慣等調査から、1週間の総運動時間が全国平均と比較し短くなっています。また、運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向にあります。

③ 中学校の部活動において、基盤となる体力の向上を図ることはたいへん効果的であり、活性化を図ることが重要です。

また、中学校の部活動以外でも、地域のスポーツクラブに所属し、スポーツや文化面の向上を図っている生徒もいます。



一輪車による体力づくり

◇平成29年度中学校部活動加入状況

部活動名（部）	大口中央中	菱刈中	市全体
陸上・駅伝	29	10	39
野 球	22	10	32
サッカー	46	17	63
女子バレーボール	24	10	34
男子バレーボール	4	3	7
バスケットボール	55	—	55
ソフトテニス	51	—	51
女子ソフトボール	19	—	19
剣 道	20	3	23
柔 道	—	3	3
空 手	—	3	3
水 泳	12	—	12
弓 道	—	19	19
美 術	13	3	16
吹奏楽	25	23	48
合 計（人）	320	104	424
在籍数（人）	388	173	561
加入率	82.5%	60.1%	75.6%

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

【これからの施策の方向性】

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

そこで本市では、体力を「運動をするための体力」と「健康に生活するための体力」ととらえ、この二つの体力をバランスよく向上させていきます。

生涯スポーツの素地となる学校体育では、指導内容の体系化や領域・種目の系統化を踏まえ、発達段階に応じた技能や学び方の能力育成に向けた学習過程の工夫や指導法の研究実践を推進します。

運動する子ども・しない子どもの二極化や戸外遊びの減少などに着目し、学校・家庭が連携を図り、児童生徒の体力に目を向けた運動の奨励や意識高揚を促す教材・教具等の活用を推進します。

また、中学校部活動は指導者の的確な指導の下、生徒たちが自ら考え、工夫し、協力して成果を出していけるよう、自主性を尊重した「魅力ある部活動」が展開されるよう推進します。



中学校の部活動（女子バレーボール部）



中学校の部活動（バスケットボール部）

【主な取組】

- ① 体育・保健体育の授業力の向上を目指した積極的な研究授業への取組や本市独自の研修会等の充実を図ります。
 - ・ 心拍数を高める体育科授業の充実
 - ・ 学校体育実技講習会の充実(年1回 小体連との連携)
 - ・ 校内研修等への講師派遣
- ② 各学校における児童生徒の体力に関する課題把握による体力向上の推進を図ります。
 - ・ 体力、運動能力調査の結果を踏まえた体力づくりの推進(年2回実施80パージョ)
 - ・ 児童生徒一人一人の体力の目標や達成状況を記入できる個人カルテの活用
 - ・ 一校一運動や業間体育の充実
 - ・ 日頃の運動実践や体力の重要性についての保護者への啓発
- ③ 中学校部活動の円滑な運営を行うとともに、「魅力ある部活動」の展開を図ります。
 - ・ 外部指導者の活用と複数顧問体制の確保
 - ・ 部活動を通しての豊かな人間性の育成
 - ・ 部活動加入率の向上

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

- ・小中連携による競技力の向上（水泳、陸上競技）
- ・競技力の向上（地区大会から県大会出場・九州大会出場）

(2) 青少年の体験学習・異年齢集団活動の推進

【現状と課題】

本市は新納忠元公が大日城主として治めていた地であり、忠元公が青少年教育の基本規則10カ条である「二才咄格式定目」を定め、後の薩摩藩の伝統的な青少年教育である郷中（ごじゅう）教育の基礎となりました。郷中教育は青少年を「稚児（6～15歳）」と「二才（16～25歳）」に分け、二才が稚児に勉学、武芸、徳育や体力づくりを教え、先輩が後輩を指導し、同輩はお互いに助け合うというもので、社会性や規範性を養い強い人間をつくるための青少年教育で幕末には多くのリーダーを輩出しました。現在では少子化が進み地域とのつながりも希薄となり、地域のリーダーもなかなか育ちにくい状況となっています。このようなことから、異年齢集団での体験活動など通じて地域のリーダーを育て、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成を行っていくことが必要です。

青少年体験活動の充実を図るために、各校区コミュニティに社会教育推進員を配置し、各校区の特色に応じた体験学習を実施しています。また子ども会や「レインボーキッズいさ」、「青年団」の活動に対する支援を行い、各団体とも様々な活動を行っていますが、団員の確保が課題となっています。



ふるさと学寮

【これからの施策の方向性】

- ① 心身ともにたくましい青少年の育成事業を推進します。
- ② 異年齢集団による自然体験学習やボランティア活動を通してジュニアリーダーの育成を図ります。
- ③ 青年団活動の支援を行い、若者が地域社会に積極的に参画し、活躍できる環境をつくります。

【主な取組】

- ① 子ども会活動や「レインボーキッズいさ」の支援を充実し、多くの児童生徒がさまざまな体験学習や異年齢集団活動ができる機会を創出します。
- ② ふるさと学寮などの校区青少年活動を支援します。
- ③ 青年団が実施する活動に対する支援を行います。

【達成数値目標】

青少年健全育成活動イベントや体験活動への一人当たりの年間参加回数

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

現状値(平成26年度)	目標値(平成34年度)
0.97 回	1.00 回

※参考：伊佐市総合振興計画後期計画 成果指標（延べ参加者数/小学生から高校卒業までの年齢の市内人口）

一人当たりの年間参加回数は、少子化により参加者数の減少が予想されますが、参加回数の割合は平成26年度水準で推移すると予想します。平成34年度における目標値は、青少年体験活動への青少年体験活動への青少年の積極的な参加を促し、活動内容を更に充実することで、平均参加回数1.00回を目指します。

(3) 家庭の教育力向上

【現状と課題】

少子高齢化による地域での繋がりの希薄化、またスマートフォンやゲーム機の普及により子ども同士の繋がりも大きく変化しており、家庭の教育力の低下が問題となっています。

本市では、家庭が教育の原点であるという認識にたち、家庭の教育力向上のために、公立幼稚園小中学校すべてに家庭教育学級を設置し、保護者に対し子育てに関する講演や親業出前講座等を行っています。また子どもを持つ家庭に対し、家庭教育情報紙の配布を行い、家庭教育に関する情報を発信するなど様々な取組を行っています。

今後は家庭教育学級への参加者を増やす取組や、地域や関係機関、部署とも連携を図りながら家庭の教育力向上に向けた取組が必要です。



家庭教育情報紙

【これからの施策の方向性】

- ① 家庭教育学級の内容の充実を図り、家庭の教育力向上を目指します。
- ② 関係機関とも連携しながら子育てに関する相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努めます。

【主な取組】

- ① 市内幼稚園・各小中学校における家庭教育学級を開催します。
- ② 家庭教育専門指導員を配置し、親業出前講座を実施します。
- ③ 家庭教育情報紙を定期的に発行します。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

(4) 読書活動の推進

【現状と課題】

- ① 伊佐市内のほとんどの小・中学校では、読書目標(小学校100冊、中学校50冊)を設定して、児童生徒の読書活動の充実に努めています。
- ② 各学校の読書活動の推進では、「朝の読書活動」や「読み聞かせ活動」、「授業と関連した読書指導」等を行い、具体的な指導の場となっています。
- ③ 10月に実施される「読書量調査」や「数値でみる伊佐の学校」等における読書量調査では、全体的に本を読む子どもと読まない子どもの差が大きかったり、中学校における読書活動や読書量に課題が見受けられたりしています。

【これからの施策の方向性】

- ① 「伊佐市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童生徒の読書活動を総合的、体験的に進めていきます。
- ② 国語科の授業と関連づけた読書指導の充実に関する指導を行います。
- ③ 各学校では、読書環境の整備・充実を図ることを目的に、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、市立図書館との連携等を図ります。

【主な取組】

- ① 各学校では、毎月23日を「読書活動の日」や「親子読書の日」等として、児童生徒が読書に親しむ取組や活動を推進します。
- ② 国語科を始めとする各教科の指導にあたっては、図書資料の活用を積極的に推進し、読書指導の充実に努めます。
- ③ 「本もともだち たっぷり100冊 じっくり50冊」を目標に、児童生徒の読書の実態調査と課題に応じた読書活動の推進を図ります。
- ④ 各学校の図書室の環境の充実に努めるとともに、関係機関との連携を更に図ります。特に中学校でも各学校の実態に応じた読書指導及び環境の整備を行い、課題の改善を目指します。

(5) 学校保健及び安全の推進

【現状と課題】

児童生徒が生涯にわたって健康的なライフスタイルが確立できるよう、必要な知識、能力等を身につけるための健康教育の充実を図る必要があります。また、性に関する指導や飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育は児童生徒の発達段階を考慮し、実態に即した指導の充実を図る必要があります。幼稚園等も含めた児童生徒の学校生活の状況を把握し、安全確保のための自覚を高め、適切な安全措置等ができるように安全管理に努めるとともに、児童生徒に危険を予測したり、回避したりする能力を身に付ける安全教育の充実が一層求められます。

【これからの施策の方向性】

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

- ① 学校での保健活動の充実に向けた支援体制を整え、学校や児童生徒の課題解決に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進します。
- ② 新型インフルエンザをはじめ、様々な感染症・疾病の発生や蔓延に備えて、関係機関との連携体制を整え、学校や家庭での保健指導の充実を目指します。
- ③ 安全管理では、教職員の危機管理意識を高め、事故が予測される要因等の除去や機器・設備等の活用・充実を目指します。また、安全教育では、危険を予知したり回避したりするための訓練や具体場面を想定した安全学習を推進します。



交通安全指導

【主な取組】

- ① 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、市医師会、歯科医師会、薬剤師会、市保健所等との連携の充実を図ります。
 - ・ 保健指導(性に関する指導、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育、食に関する指導等)における研修の充実(管理職研修会・養護教諭等研修会における指導の実施)
 - ・ 学校における学校保健委員会の実施と市学校保健会の充実(学期1回、年1回以上の学校医等の参加)
- ② 疾病や感染症の発生状況を把握し、対策を講じるとともに、緊急時にはスムーズな対応ができるよう関係機関との連携の充実を図ります。
 - ・ 学校欠席者情報収集システムの効果的運用(月1回のチェック)
 - ・ 始良・伊佐地域感染症情報の積極的活用(週1回の発行)
- ③ 児童生徒自らが安全について、危険を予測したり回避したりするなどの意志決定や行動選択ができるような有効で実効性のある安全指導の工夫・充実と安全管理の徹底を図り、「安全啓発活動」を推進します。
 - ・ 危険予知トレーニング(KYT)教材を活用したトレーニングの実施(全学年100パーセント実施)
 - ・ 自然災害(地震、火災、水害等)の避難訓練及び不審者対応訓練の実施(年2回以上)
 - ・ 危機管理マニュアル作成と見直し(毎年はじめに実施)
 - ・ 校区安全マップの作成と見直し(毎年はじめの校区内点検実施)
 - ・ 関係機関と連携した通学路合同安全点検の実施(全小学校 3年に1回)
 - ・ 市交通事故・水難事故防止対策連絡会の実施(毎年6月)

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

(6) 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進

【現状と課題】

少子化・核家族により地域に住む児童や周りの大人同士のあいさつの習慣が薄れ地域とのつながりが希薄化しています。家庭・学校・職場・地域社会でのあいさつが活発になり、大人子どもを問わずに市民の心が明るく街が元気になり、市民の規範意識が高まることで、地域の活性化、安全安心のまちづくりに繋げるよう、また家庭教育の基本はあいさつからであるとの観点から地域ぐるみの「伊佐さわやかあいさつ運動」を推進しています。コミュニティ協議会と連携した学校での門前活動等の「あいさつ運動」を展開していますが、市民の意識の高まりが現れていないのが現状です。今後は、家庭・学校・地域が連携した、さらなる根強い運動展開が必要です。

【これからの施策の方向性】

人と人との信頼関係を深め、安全・安心で住みよいまちづくりと、明るく健やかな青少年の健全育成のため、家庭・学校・地域が連携し、市民総ぐるみの「伊佐さわやかあいさつ運動」を展開します。

【主な取組】

- ① 校区コミュニティ協議会が中心となり、関係機関・団体、学校等が連携した校門、通学路等での毎月のあいさつ運動を実施します。
- ② 青少年健全育成大会・伊佐さわやかあいさつ運動推進大会などを開催します。
- ③ 「あいさつ標語」の募集や表彰などの啓発活動を行います。
- ④ チラシ配布、ポスター掲示、市内各所におけるのぼり旗の設置により、広く市民に呼びかけます。
- ⑤ 企業や事業所へも呼びかけを行い、職場等での更なる取組の推進を図ります。
- ⑥ 各種の推進活動により「伊佐市さわやかあいさつ運動」を展開し、「さわやかあいさつ運動のまち伊佐市」を推進します。



伊佐さわやかあいさつ運動

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

(1) 生涯学習機会の充実

【現状と課題】

少子高齢化の進行や情報社会の飛躍的な発展により社会環境が大きな変化をしている中、市民一人一人が自己の能力を高め、豊かでいきがいのある人生を送るためにはいつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の機会を提供していく必要があります。本市では中央公民館（大口ふれあいセンター）を拠点に様々な生涯学習講座を行っています。例年25程度の講座を開設し、400名程度が受講していますが、受講生の8割が女性であり、今後は男性の受講生を増やすための講座の検討が必要です。また学習したことを日々の生活やまちづくりに生かせるような学習内容の検討、講座を通じて自主学習を続けていくような取組も必要となります。



ふれあい講座（伊佐ふるさと探訪）

【これからの施策の方向性】

- ① 市民の多様なニーズに対応した講座の開設を行い、市民の学習意欲の向上を図ります。
- ② 学習した成果を地域づくりに生かす体制づくりを推進します。

【主な取組】

- ① 市民講座である「ふれあい講座」のメニューの充実を図ります。
- ② 学校支援ボランティアなど学習成果の活用を図ります。
- ③ 男性や高齢者が積極的に社会参画できるような学習活動の支援を行います。

【達成数値目標】

日頃から地域や暮らしの向上に役立つ学習に取り組んでいる市民の割合

現状値(平成26年度)	目標値(平成34年度)
41.9 %	42.0 %

※参考：伊佐市総合振興計画後期計画 成果指標

平成21年度は40.1パーセントでしたが、平成26年度は41.9パーセントと若干増加しています。高齢化、人口減少の状況下にあるものの、魅力ある市民講座の開設や校区コミュニティ協議会の生涯学習講座の一層の充実に努め、42.0パーセントを目指します。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

(2) 文化芸術活動の充実

【現状と課題】

- ① 伊佐市内には自主文化事業（委託事業）として、赤ちゃんから入場できる「いさのおんがくたい（ミニコンサート）」や劇団いさワークショップなどの活動も定着しており、様々な自主文化活動が芽吹いています。文化芸術活動の促進のため、これらの活動を支援し、広く市民に周知する必要があります。
- ② 文化会館などの文化施設は、文化芸術活動推進のために欠かせない施設です。今後、施設の更なる活用の促進を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 各地区で大切に育まれた貴重な伝統文化（文化財）を、地域財産として次代に継承していく地域づくりが求められています。伊佐市文化協会が主催する伊佐市文化祭や様々な団体の日ごろの成果を発表出来る場を提供し、多様な文化芸術活動を展開できる基盤作りを推進します
- ② 自主的文化団体との連携を図るとともに、文化情報の受発機能を充実させ、その活用を図りながら誇りの持てる個性的かつ特色のある市民文化の想像を目指します。
- ③ 「見て、聞いて、触れて」を原点に、大人から子どもまでだれでも関心が持てるよう、多種多様な芸術文化の観賞・発表・体験機会の充実に向けた環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ① 文化協会などと連携を図りながら、児童生徒が芸術性の高い人材へと成長を遂げられるような支援体制を構築するとともに、少子化の影響などにより、各校区にある伝統芸能が衰退することのないよう必要な対策の実施を図ります。
- ② 子ども劇場をはじめとする文化活動団体への支援及び自主文化サークルの発表機会の提供を行い、また市民が芸術性の高い文化芸術に触れあう機会を作ります。
- ③ 市民が文化施設を積極的に利用できるように、施設管理の充実を図ります。

【達成数値目標】

文化会館の芸術・文化関係利用件数

現状値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
325 件	350 件

文化会館利用者数

現状値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
20,643 人	23,000 人



有名指導者による吹奏楽指導

文化会館の芸術・文化関係利用件数、文化会館利用者数ともに、近年は緩やかに減少している状況と今後の人口減少を考慮して、国民文化祭を除く過去6年間の平均値を目標値とします。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

(3) 地域コミュニティとの連携と社会教育団体の支援

【現状と課題】

- ① 地域コミュニティでの社会教育の役割は、地域文化の伝承、教養講座の開催、青少年の健全育成、生涯学習の拠点づくり等です。地域の中で大人から異年齢の子どもまで交流し、様々な体験活動を行い、地域の資源を学びながら郷土の誇りをもつ子どもが育っていくためには家庭、学校、地域が連携し地域ぐるみで活動していくことが重要です。また、地域全体で社会教育を推進するために校区コミュニティ協議会と連携を深めていくことが大切です。そのためにすべての校区コミュニティ協議会に社会教育推進員を配置し、地域全体での体験活動やふるさと学寮など様々な社会教育活動を行っています。校区により連携や活動への理解にばらつきがあり、事業推進が十分に図れていない部分もあることから、今後は更に校区コミュニティ協議会と連携を深めながら、事業を推進していく必要があります。
- ② 地域の抱える課題解決のため市民が協働して取り組み、生涯学習をすすめるよう社会教育関係団体などの活動を支援しています。市内にはPTAや女性団体などさまざまな団体が活動を行っていますが、会員の減少やリーダー不足による組織機能の低下が生じており、活動の停滞が懸念されます。社会教育団体の活動の充実を図るために各種研修会への出席、団体同士の情報交換の場などを設定し、広範囲なネットワークを構築していく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 校区社会教育推進員を中心に、校区コミュニティ協議会と連携し、地域ぐるみで青少年を見守り育てていく環境づくりを進めます。
- ② 校区公民館施設を地域の生涯学習の拠点として活用し、地域住民がいつでもどこでも学ぶことができる機会の充実を図ります。
- ③ PTAや女性団体など社会教育団体の各種研修会への参加や情報交換の場の提供に努めます。
- ④ 社会教育施設を効果的に活用するための取組を進めます。

【主な取組】

- ① 校区社会教育推進員を中心に校区コミュニティ協議会と連携しながら、青少年の体験活動やふるさと学寮・青少年対策会議を実施します。
- ② 身近な地域で学ぶことのできる地域講座を開催します。
- ③ 社会教育団体が相互に連携を図りながら、互いに協力し地域の課題解決に向けた取組ができるように活動を支援します。
- ④ 小中高のPTAと連携を図り、子どもたちの健全育成に向けて、家庭・学校・地域が互いに協力しながら、家庭教育の充実や地域活動への積極的な参加を支援します。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

(4) 市立図書館の活用

【現状と課題】

本市には大口図書館、菱刈図書館の2館があり、それぞれの館で図書館ボランティアや学校等と連携し、読み聞かせ会やイベントなどを行い幼少期からの読書推進を行っています。また平成25年度末には両館とも統合した図書館システムを導入し、貸出冊数の増、両館での蔵書検索、相互貸出返却など利用者の利便性が図られています。しかしながら人口減少に加え、インターネットやスマートフォンの普及による子どもの活字離れが進んでおり、利用者数、貸出冊数とも横ばい傾向にあり、特に児童生徒の利用が少なくなってきました。今後は図書サービスの向上のために効率的・効果的な図書館運営を進めていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 市民の主体的な学習を支援するため、多様な資料や情報を広く収集・整理し身近な「学びの場」として、また生涯学習の拠点施設として、利用しやすい図書館の運営に努めます。
- ② 市民や子どもの「読書力」を高めるため、図書館ボランティアや学校等と連携して、読書活動を推進します。
- ③ 市民のニーズにあったイベントの開催や資料収集を推進します。
図書サービス向上のため効率的・効果的な図書館運営に努めます。

【主な取組】

- ① 市民のニーズに応じた図書資料の収集と整備充実を図り、利用者が利用しやすい図書館の整備を行います。
- ② 郷土出身の作家（海音寺潮五郎氏、井上雄彦氏など）をPRしながら特色ある図書館づくりを行います。
- ③ 巡回図書による配本サービスの実施（保育園、幼稚園、小中学校、病院、事業所、福祉施設、公民館等）の充実を図ります。
- ④ ボランティアグループと連携し、読み聞かせ活動（ブックスタート、緑陰読書会、お話し会、読み聞かせ会等）の充実を図ります。
- ⑤ 市ホームページや広報紙、図書館だよりなどを利用し、図書館活動や新刊本紹介などを行い、また利用者カードの作成推進を行い、図書館の利用促進を図ります。



緑陰読書会

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

【達成数値目標】

図書館の来館者数（年間延人数）、貸出冊数（年間延冊数）

	現状値(平成28年度)	目標値(平成34年度)
来館者数	33,450 人	35,200 人
貸出冊数	48,800 冊	51,300 冊

来館者数、貸出冊数とも人口減少に伴い、緩やかな減少が予想されますが、小・中・高校生の図書カード作成普及を図りながら児童生徒の読書力向上を目指し、目標値は、来館者数、貸出し冊数とも現状値の5パーセント増を超える数値を目指します。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

(1) 文化財の保存と活用

【現状と課題】

本市には国指定重要文化財4件、県指定文化財9件、市指定文化財45件、国の登録有形文化財1と多くの指定文化財があり、市内全域に広範囲に点在しているため、定期的な点検や維持管理及び保存活用が難しい状況にあります。また国指定重要建造物が3件、県指定建造物1件は、いずれも老朽化が進み、その維持管理に苦慮しており、今後は大規模修繕が必要なものもあります。また埋蔵文化財については、平成25年度から27年度にかけて開発事業対応のため5件の発掘調査を実施し、その対応へ苦慮しました。大規模な太陽光発電施設建設事業など新たな事業の照会も増加しており、今後も開発事業への対応と埋蔵文化財の保護と事業との調整が増加していくが懸念されます。

【これからの施策の方向性】

- ① 文化財の適正な保存・活用に努め、地域と連携した文化財の保存・活用を図ります。
- ② 埋蔵文化財については、開発事業との調整を行いながら適正な保存を図ります。

【主な取組】

- ① 文化財を保護するための整備を実施するとともに、文化財の価値を広く地域住民に認識してもらい、地域と連携して保存に努めます。
- ② 大規模修繕が必要な建造物については、国、県と協議を行いながら事業の検討を行います。
- ③ 埋蔵文化財の保護については、専門性が求められるため専門的な資格のある人材の確保に努めながら今後も開発事業との調整及び保護を行います。



文化財発掘体験学習

【達成数値目標】

適正に保存されている文化財の件数、適正に保存されている埋蔵文化財の件数

	現状値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
適正に保存されている文化財の件数	81 件	81 件
適正に保存されている埋蔵文化財の件数	237 箇所	237 箇所

適正に保存されている文化財の件数及び埋蔵文化財の件数は、現状でも適正に保存されており、平成34年度における目標値も現状維持を目指します。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

(2) 郷土民俗芸能の継承

【現状と課題】

市内には現在27の郷土芸能保存団体がありますが、それぞれの地域で奉納や行事での披露を活発に行っている団体もあれば、活動を行っていない、すでに解散状態にあるという団体もあります。その要因として地域の高齢過疎化による後継者不足、また道具や衣装の新調・修繕など維持経費といった運営面での問題、集落自体の行事の衰退により披露する機会がなくなることなどが考えられます。今後もこのようなことで活動を維持することができず休止もしくは解散する団体が増えていき、各地域の郷土芸能が伝承されないことが懸念されます。



伊佐市郷土芸能の祭典

【これからの施策の方向性】

- ① 郷土芸能保存活動の支援を行います。
- ② 活動の披露の機会を設けます。
- ③ 次世代に引き継ぐための活動の記録を保存します。
- ④ 児童生徒が郷土学習として伝承活動を継承することを推進します。

【主な取組】

- ① 郷土芸能継承活動には資金的な支援が必要なため、今後も伊佐市郷土芸能保存会への加入促進を図りながら、運営支援を行います。
- ② 郷土芸能披露の機会を設け、積極的に参加披露を行う機会の充実に努めます。
- ③ 郷土芸能活動を次世代まで引き継いでいくために、映像等の記録作成を行います。
- ④ 学校と地域の郷土芸能団体との連携により、児童生徒が郷土学習として学び体験し伝承活動を継承し、次の世代の担い手として育成を行います。

【達成数値目標】

伊佐市郷土芸能保存会加入団体数

現状値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
14 団体	14 団体

ここ数年、地域の高齢過疎化により担い手不足のため活動ができなくなっている団体がでてきていることから目標値はこれ以上減少しないように現状維持を目指します。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

(3) 歴史資料館の整備と活用

【現状と課題】

本市には現在大口歴史民俗鉄道記念資料館、菱刈郷土資料館の2つの資料館があり、それぞれ専門指導員を配置し、来館者への説明や市民市外住民からの文化財等に関する問い合わせの対応、小中学校や各団体から依頼のある史跡めぐりや歴史講座などへの講師としての対応など郷土の歴史を学ぶとして認識されています。しかしながら来館者数は横ばいであり、今後は来館者数を増やすとともに、更に郷土教育の場として資料館を活用する必要があります。また資料館の収蔵スペースにも限界があり、今後は収蔵資料の有効活用のためにも収蔵品の一部を各学校等での郷土の歴史教育の資料として活用していくような取組も必要となります。

【これからの施策の方向性】

- ① 市民が気軽にふるさとの文化や歴史を学ぶ場として、また貴重な資料の収集、保存、活用を図る場として資料館の運営を行います。
- ② 郷土資料特別展など開催し、資料館の利用促進を図ります。

【主な取組】

- ① 専門指導員による資料の保存・展示・活用を行い、来館者や問合せへの対応、各団体からの講師としての対応を行います。
- ② 資料の保存活用については、市民からの寄附等による貴重な文化財資料の収集や適切な保存・継承に努めながら有効に活用します。
- ③ 展示活動として資料館が保存する貴重な資料を広く市民等に公開することで、郷土文化愛護の精神を醸成します。また、タイムリーに特別展等を実施し、広報周知を行いながら、資料の活用及び市民の文化財への関心を高めるとともに資料館の利用促進を図ります。
- ④ 各学校と連携しながら郷土教育の支援を図り、児童生徒が気軽に文化や歴史に触れ親しめる機会を提供します。

【達成数値目標】

郷土資料館入館者数

現状値(平成28年度)	目標値(平成34年度)
5,700 人	6,000 人

資料館入館者数は、人口減少に伴い、緩やかな減少が予想されますが、随時企画展等を行い、施設のPRに努めながら、目標値は、約5パーセント増を超える数値を目指します。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

(4) 郷土に対する関心や理解の深化

【現状と課題】

- ① 伊佐のふるさと教育の具現化を図るために、他市では見受けられない伊佐らしい特色ある様々な施策事業を実施し、ふるさと教育の推進を図っています。
- ② 各学校における事業の理解や取組では、「伊佐ふるさと検定」や「黄金の俳句コンクール」等、高い参加率で、郷土伊佐に対する関心や理解を深める機会となっています。
- ③ 小学校社会科副読本「のびゆく伊佐市」を活用して、本市の自然や文化、歴史等を学ぶ資料となっていますが、活用する学年が限られるために、本資料以外に児童生徒が伊佐について学べる資料の作成が必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 伊佐のふるさと教育の具現化の一環として、郷土の環境(自然・文化・人材等)を生かした事業を実施し、児童生徒の郷土に対する関心や理解を深め、ふるさと教育の推進を図ります。
- ② 教職員に対しては、夏期休業中における研修を通して、郷土伊佐に対する関心や理解を深めることにより、ふるさと教育の推進を図ります。
- ③ 郷土伊佐に対する関心や理解を更に高めるために、新たな郷土に関する資料等の作成を行います。

【主な取組】

- ① 伊佐市小学校社会科副読本「のびゆく伊佐市」を活用して、伊佐を学ぶ学習の機会を図ります。
- ② 児童生徒を対象に「伊佐ふるさと検定」や「黄金の俳句コンクール」を実施して、郷土伊佐に対する理解や思いを深めます。
- ③ 教職員を対象に「伊佐のふるさと」フィールドワークや「伊佐の教師ふるさと塾」を開催し、郷土伊佐に対する関心や理解を深めます。
- ④ 「郷土伊佐の発展に尽くした『郷土の先人たち』副読本」を作成し、児童生徒及び教職員・一般市民の郷土伊佐の理解を更に深めます。

(5) 海音寺潮五郎記念事業の実施

【現状と課題】

本市出身で、鹿児島県唯一の直木賞作家である海音寺潮五郎氏の業績を記念し、子どもたちに文学に親しみ、心の豊かさを求める人になってほしいという願いを込めて創設された海音寺潮五郎記念読書感想文・感想画コンクールが30回、生誕100年を記念して創設された銀杏文芸賞が17回(平成29年度)を迎えました。いずれも創設以来、県内の児童生徒、全国から相当の応募があります。また平成24年に多額の寄付を受け海音寺基金を創設し、基金を活用しながら様々な

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

事業を実施しています。平成29年度は没後40年の節目の年にあたることから講演会や中高生への海音寺著作文庫本の配布等の記念事業を実施しました。しかしながら近年の活字離れや没後40年が経過し時代とともにその偉業を知る人が段々と少なくなってきました。

【これからの施策の方向性】

海音寺潮五郎基金を活用しながら、「銀杏文芸賞」「読書感想文・感想画コンクール」「海潮忌・文学フェスティバル」など様々な記念行事を実施し、本市出身で鹿児島県内唯一の直木賞作家である海音寺潮五郎氏の遺徳を偲び、偉業を紹介するとともに、後世まで偉業を伝えます。

【主な取組】

- ① 「銀杏文芸賞」「読書感想文・感想画コンクール」「海潮忌・文学フェスティバル」について引き続き実施します。
- ② 海音寺文庫の整理充実を図ります。
- ③ 歴史作家等による講演会等を開催します。
- ④ 各学校図書室等に設置してある海音寺文庫コーナーの充実を図ります。
- ⑤ 今後も生誕120年、没後50年など節目の年には記念事業を企画するとともに、年次的に海音寺ロードマップの整備等を実施します。



海音寺潮五郎記念 文学フェスティバル

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進

5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進

(1) 青少年スポーツの推進

【現状と課題】

これまでは、スポーツ少年団や学校部活動を中心とした青少年スポーツの推進が行われてきたが、児童・生徒数の減少等によりスポーツ少年団や部活動の部員数は減少傾向にあります。しかし、そのような中、新たな青少年スポーツの団体もできています。

これまでのスポーツ少年団や学校部活動を中心とした青少年スポーツの推進に加え、コミュニティスポーツクラブや少年団に属さない青少年スポーツクラブなどの活動も踏まえながら青少年スポーツの推進を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

これまでのスポーツ少年団や学校部活動を中心とした青少年スポーツの推進に加え、コミュニティスポーツクラブや少年団に属さない青少年スポーツクラブ等の活動の推進を図ります。



少年ソフトボール大会（伊佐ふるさとまつり）

【主な取組】

- ① スポーツ少年団の育成及び活性化を図ります。
- ② スポーツ少年団以外の青少年スポーツクラブの支援等について検討します。
- ③ 各種研修会や講習会を開催し、青少年スポーツの指導者の養成や資質向上に努めます。

(2) 地域スポーツ活動の推進

【現状と課題】

これまで、校区コミュニティ協議会対抗で市民体育祭、ふれあい駅伝及び軽スポーツ大会を開催しながら、市民のスポーツ活動の推進を行ってきました。

今後、更に少子高齢化が進む中、市民がスポーツに親しむ環境は身近な地域にあることが望まれます。特に高齢者等については各地域単位でのスポーツ活動の推進が重要となります。

【これからの施策の方向性】

- ① 校区コミュニティ協議会及び自治会を中心に、身近にスポーツ活動が行える環境をつくることで、健康づくりや体力づくりの推進を行います。
- ② 地域のスポーツ活動の推進役として、スポーツ推進委員の役割は大変重要であり、スポーツ推進委員の育成及び資質の向上を行います。
- ③ 地域スポーツ活動は健康づくりや障がい者スポーツとの関連もあり、健康推進部門や福祉部

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進

門との連携が必要となります。

【主な取組】

- ① スポーツ推進委員、校区コミュニティ協議会及び関係課と連携を取りながら地域スポーツ活動の推進を図ります。
- ② スポーツ推進委員を中心に、地域でスポーツ指導ができる人材の育成・確保を図ります。
- ③ 市民体育祭、ふれあい駅伝及び軽スポーツ大会を実施し、地域スポーツ活動により多くの市民が参加できるよう普及・啓発を図ります。

(3) コミュニティスポーツクラブの育成支援

【現状と課題】

現在、コミュニティスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）は市内に2団体が設立されています。しかし、地域の日常的なスポーツ活動の場として、地域の住民が自ら主体となって運営するコミュニティスポーツクラブは、会員の確保や財政面などで多くの課題があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進します。
- ② 「する」、「みる」、「支える」など市民の多様化するニーズに適切に応え、市民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。

【主な取組】

- ① 地域のスポーツ活動の拠点となるコミュニティスポーツクラブの育成・支援に努めます。
- ② 活力ある地域づくりに貢献できる質の高い指導者の養成を図るとともに、県広域スポーツセンターや保健、福祉、観光等の他部局との連携等により、指導者の情報について共有化を図りながら、指導者の利用促進を図ります。

(4) 競技スポーツの推進

【現状と課題】

本市出身のスポーツ選手が、国際大会や国民体育大会等各種大会で活躍することは、市民に夢と感動を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高めるなど、本市スポーツ振興の重要な役割を果たしています。

平成31年度には全国高等学校総合体育大会南部九州大会、平成32年には第75回国民体育大

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進

会「燃ゆる感動かごしま国体」が県内で開催され、本市でもカヌー競技大会の開催が決定しています。これらの大会に向けて、特にカヌー競技において地元選手の活躍は不可欠であり、県カヌー協会及び市カヌー協会と連携しながらジュニア選手の発掘・育成を図る必要があります。

また、そのほかの競技においても市体育協会を核にしながら組織の充実、指導者の養成や資質の向上のために、各競技団体と連携を一層深め、育成・支援に努める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 市体育協会、各競技団体や県等の関係機関と連携を図りながら、市民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手発掘・育成・強化など推進します。
- ② 平成32年の国民体育大会において、本市の選手が開催地にふさわしい成績を収めることができるように、選手強化を推進します。

【主な取組】

- ① 平成31年、平成32年に本市で開催される高校総体カヌー競技及び国体カヌースプリント競技に出場する地元選手の発掘・育成・強化に努めます。
- ② 地区駅伝運営委員会等と連携しながら県下一周駅伝大会や地区対抗女子駅伝大会の選手の発掘・育成・強化に努めます。
- ③ 県民体育大会や各種競技別大会での活躍に向けて、市体育協会や各競技団体と連携しながら組織の強化や競技力の向上に努めます。

(5) リバースポーツの推進

【現状と課題】

平成32年に国体カヌー競技が行われる湯之尾地区にある伊佐市菱刈カヌー競技場では、5月の伊佐ドラゴンカップ、8月の九州アンダージュニア大会、12月の九州冬季合宿や修学旅行生のドラゴンボート体験など河川を使ったスポーツ（リバースポーツ）活動が多数行われています。

このように、カヌーやドラゴンボート等を活用したスポーツ活動は、従来のスポーツ振興の枠を超え、修学旅行生の受入時やスポーツ合宿など観光面においても今後が期待できます。国体開催時におけるPR活動を行いながら、国体終了後も受け入れ態勢の整備など地域活性化に繋げていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 国体カヌー競技の開催を期に整備されるカヌー競技場を拠点として、本市のシンボリックなスポーツとしてカヌー（ドラゴンボート）競技を推進していきます。
- ② スポーツ合宿、大会の開催や修学旅行生の受入れなどを行うため、市カヌー協会等と連携しながら推進体制の整備に努めます。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進

【主な取組】

- ① 市内の小・中学生を対象としたカヌー教室を、市カヌー協会等と連携しながら開催するよう努めます。
- ② スポーツ合宿や大会の誘致など、カヌー競技場の利用促進に努めます。



九州カヌー冬季合同合宿

6 安全・安心な学校給食の提供

(1) 学校給食センターの円滑な運営

【現状と課題】

適切で厳正な衛生管理のもと、市内すべての14小学校、2中学校、1幼稚園と子ども発達支援センターたんぽぽに、1日当たり約2,100食の給食を提供しています。安全・安心で栄養バランスのとれた給食の提供とともに、食物アレルギーのある児童生徒へも個別に対応するなど多様な給食の提供を行いました。今後も、引き続き職員の衛生管理研修会等を実施しながら、設備の点検を定期的に行い、給食センターの円滑な運営を図ります。また、当給食センターの機械設備等の中には旧センターからの移設設備も一部あることから、計画的な維持管理・更新をする必要があります。



衛生管理に配慮した作業

【これからの施策の方向性】

- ① 学校給食センターの円滑な運営に努めます。
- ② 安全・安心な栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。
- ③ 食物アレルギーを有する児童生徒に個別対応した給食を提供します。
- ④ 学校給食センターのさらなる衛生管理の向上を図ります。
- ⑤ 施設設備の整備充実を図ります。

【主な取組】

- ① 毎日の作業工程の確実な実施と定時の配送・回収を実施します。
- ② 徹底した衛生管理のもと児童生徒の嗜好や偏食を考慮し食品の組み合わせや、調理方法を工夫しながら、地場産物や郷土料理を取り入れるなど栄養摂取基準に基づいた適切で魅力ある給食を提供します。
- ③ 食物アレルギーを有する児童生徒については、学校・保護者と連絡をとり、アレルギー対応委員会で検討し、アレルギーを避けた除去食又は代替食を提供します。
- ④ 「学校給食衛生管理基準」に沿った調理作業に努め、調理従事者等の意識の高揚を図ります。
- ⑤ 伊佐市公共施設等総合管理計画に基づき、施設のメンテナンスを行い予防保全により長寿命化を図ります。また、機械設備等の計画的な維持管理・更新を行います。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

6 安全・安心な学校給食の提供

(2) 食育の推進

【現状と課題】

安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、栄養教諭による「食に関する指導」として、給食指導、教科指導を行っています。また、保護者・生産者等との交流や給食だより等の食育情報を提供することで、食習慣・食の安全性など食に関する理解が深まりました。今後も食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を更に推進することが必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 子どもたちへの健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- ② 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図ります。
- ③ 栄養教諭が学校を訪問し教科や普及活動を通して食育の指導を進め、学校全体で組織的に食育の推進を図ります。

【主な取組】

- ① 朝食をしっかりと食べるなど、正しい食習慣を身に付けるために、栄養教諭による食に関する指導を実施します。
- ② 給食センターを視察に訪れる児童や市民に対して試食を通して栄養教諭による「食」についての指導を実施します。
- ③ 学校教育活動全体を通し



栄養教諭による授業

て行う食育として、給食時間における食に関する指導の充実（正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナー等）、教材等における食に関する指導の充実（全体計画、年間指導計画、栄養教諭の授業参画）及び家庭、地域との連携（啓発活動、情報提供）を図ります。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

6 安全・安心な学校給食の提供

(3) 地産地消の推進

【現状と課題】

本市の子どもたちが学校給食で食べるごはんは、伊佐市産米(ヒノヒカリ)を使用しています。また、野菜についても、収穫が同じ時期になることや、気象条件に左右されやすいこと、安定的な量の確保など、さまざまな課題がありますが、地元生産者やＪＡなど協力を得て地場産の農畜産物等の利用に努めています。学校給食における地場産食材の利用状況は、平成28年度重量ベースで29.2パーセント（米を除く）、米は100パーセントと地産地消に取り組みました。



伊佐市産米の収穫

今後もＪＡや地元生産者等の協力を得て地場産物の利用に努め、更に地産地消の推進を図っていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

児童生徒に地場産の食材を用いた給食を提供することにより、地域の産業や食文化などに興味を持ち理解が深められるよう、より一層の地産地消の推進を図ります。

- ・ 米飯は、全て伊佐市産米ヒノヒカリを使用します。
- ・ 野菜等は、可能な限り地場産物を使用します。

【主な取組】

- ① 旬の食材を使った季節料理や郷土料理など地場産物を活用した献立を実施します。
- ② 地場産米の供給体制の維持に努めます。
- ③ 試食会、交流給食会を通してＪＡや地元生産者等との交流の推進を図り、年間を通じて安定した地場産食材が確保できるよう連携を図ります。

【達成数値目標】

給食食材の地場産物の利用率（米を除く）

現状値(平成28年度)	目標値（平成34年度）
29.2 %	30.0 %以上

第2次伊佐市食育推進計画に掲げた平成32年度目標値を参考にし、地場産物の食材利用率30.0パーセント以上を目指します。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

7 学校環境の整備推進

7 教育環境の整備推進

(1) 学校施設の安全対策と教育環境の整備

【現状と課題】

教育施策の基盤である安全・安心な学校づくりの取組については、建物の耐久性の確保のため、年次的に外壁改修等を実施してきました。耐用年数を超過する施設もあり改修に多額の費用を要することから、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現する長寿命化計画を策定し、学校施設に求められている機能を確保することが必要です。

◇主な施設整備実績（学校施設）

年度	学 校 名	種 別	改 修 の 内 容
25	大口小学校	校 舎	外壁改修及び防水工事
	大口東小学校	体 育 館	外壁改修及び防水工事
	羽月西小学校	体 育 館	屋根改修
	針持小学校	体 育 館	照明改修
	菱刈小学校	体 育 館	外壁改修及び防水工事
	菱刈中学校	体 育 館	屋根改修
26	大口小学校	校 舎	外壁改修及び防水工事
	本城小学校	体 育 館	外壁改修及び防水工事
	菱刈小学校	校 舎	改築のため解体
	大口中央中学校	武 道 館	雨樋改修
27	針持小学校	校 舎	外壁改修及び防水工事
	菱刈小学校	校 舎	改築
	田中小学校	校 舎	部分防水
	大口中央中学校	武 道 館	部分防水
	菱刈中学校	校 舎	大規模改修
28	牛尾小学校	校 舎	防水工事
	羽月小学校	校 舎	防水工事
	針持小学校	体 育 館	屋根改修
	本城小学校	校 舎	防水工事
	田中小学校	体 育 館	箱樋改修

【これからの施策の方向性】

- ① 施設整備については、伊佐市公共施設等総合管理計画を指針とする個別施設計画を平成32年度までに作成し、現状の事後保全から予防保全へと転換を図り、作成までの間は、従来の整備計画に基づき、効率的な改修を行います。
- ② 児童生徒の学習環境を整えるために、机・イスをはじめとする教育備品などの計画的な整

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

7 学校環境の整備推進

備に努めるとともに、適正な維持管理と有効活用を図ります。

- ③ 伊佐市立本城幼稚園については、小学校へと繋ぐ幼児期の教育を実践するために、園舎及び敷地の適正な維持管理に努めます。



菱刈中学校の大規模改修

【主な取組】

- ① 外壁改修や補修等により安全確保と適切な維持管理に努め、財政状況を勘案しながらコスト検討を行い計画的な実施に努めます。
- ② 年次的に学校トイレの洋式化を推進します。
- ③ 机・イス等の教育備品を計画的に更新します。
- ④ 市立本城幼稚園の適正な維持管理に努めます。

(2) 社会教育・体育施設の安全対策と環境の整備

【現状と課題】

社会教育施設は、大口ふれあいセンターは生涯学習の拠点として、校区公民館は地域コミュニティの活動の中心施設として主に活用されています。また、伊佐市文化会館は、多様な文化芸術活動の成果発表の場として利用されています。

体育施設は、総合運動公園での市民体育祭をはじめ、各施設において多くのスポーツ競技が行われています。ほとんどの施設は老朽化が進行し、計画的な修繕が必要なことから、各施設の役割を発揮できるよう整備する必要があります。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

7 学校環境の整備推進

◇主な社会教育・体育施設の数

施設類型	社会教育系	市民文化系	スポーツ・レクリエーション系
施設数	3	20	6

※施設類型及び施設数：伊佐市公共施設等総合管理計画より

【これからの施策の方向性】

- ① 施設整備については、学校施設と同様に個別施設計画を平成32年度までに作成し、現状の事後保全から予防保全へと転換を図り、作成までの間は、従来の整備計画に基づき、効率的な改修を行います。
- ② 施設利用者の利便性や利用効果を高める機器及び備品類の更新等については、利用者需要を見極めながら、効率的な整備を進めます。

【主な取組】

- ① 機器の更新や補修等により安全確保と適切な維持管理に努め、財政状況を勘案しながらコスト検討を行い計画的な実施に努めます。
- ② 視聴覚機器や体育器具などの備品を計画的に更新します。
- ③ 社会施設・体育施設は、定期的な安全点検を行い、計画的な修繕に努めます。

(3) 魅力ある高校づくりの支援

【現状と課題】

- ① 本市には県立、私立含めて3つの高校があります。この3つの高校はそれぞれの特徴を生かした学校づくりを進めています。

大口高校における夏トライゼミなどの取組による国公立大学への進学や中高部活動交流、伊佐農林高校の専門学科を生かした地域交流や食農研修、大口明光学園の語学教育の充実、茶道・吹奏楽などのイベントへの参加など、各学校が内容を工夫し、学力向上や学校のPR活動など、多方面に利用できる「魅力ある高校づくり」に取り組んでおり、事業の有効活用が図られ、学校の魅力が浸透しつつあります。

- ② 支援事業存続により市が積極的に関与し、「地域の生徒が行きたい、学びたい」と思える学校づくりのために、小中高が連携して、地域活性化、学校環境の整備を図る必要があります。
- ③ 生徒数の確保、維持を図るため、各種補助を行っていますが、生徒数は微増の状況です。市や区内の中学卒業生数が減少する中、市内高校の生徒



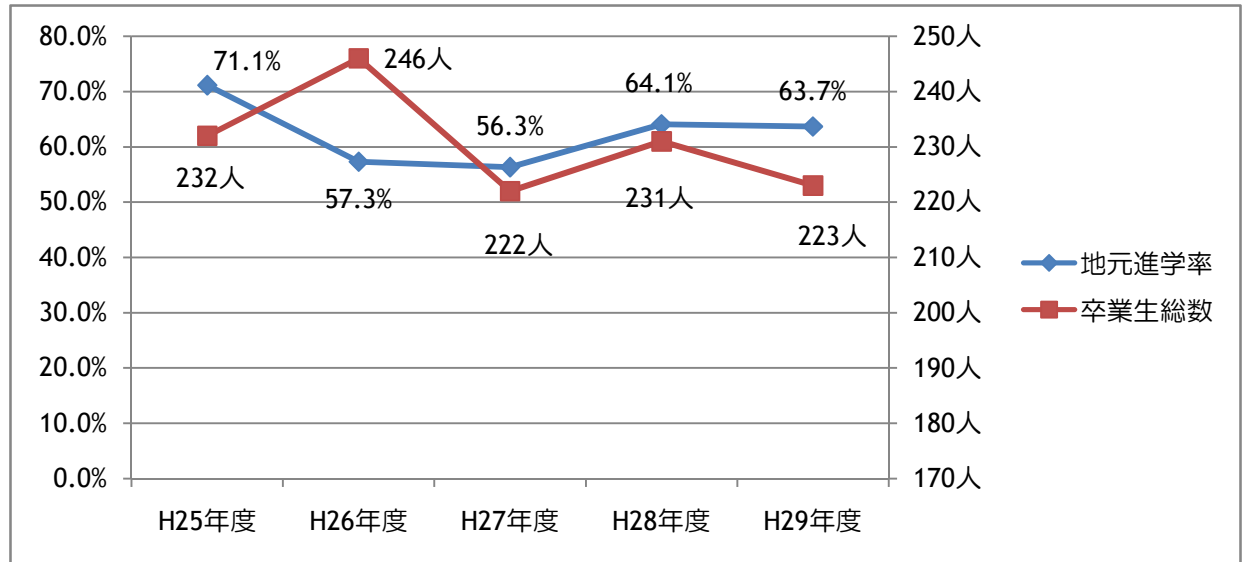
大口高校生がプロデュースした もみじ祭り

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

7 学校環境の整備推進

数を確保することは年々厳しさを増しており、中長期的な支援とともに新たな施策を打ち出す必要があります。

◇市内中学校から市内高校へ進学した割合と対象となる卒業生総数



※資料：教育委員会総務課調べ

【これからの施策の方向性】

- ① 3つの高校が自ら考え、特徴を生かした取組を行う「魅力ある高校づくり」を支援します。
- ② 大口高校の進学校としての地位確立と生徒の進学意欲の向上を図るとともに、基礎力を育成する「全方位の進路指導」に努め進学実績の向上を図る同校の取組を支援します。
- ③ 市の誘致学校「大口明光学園」への継続した運営支援と生徒確保のための支援を行います。
- ④ 2つの県立高校においては、鹿児島県教育委員会の公立高校統廃合や廃止に関する方針を注視するとともに、県内市町村や市関係団体との連携を図り、県立高校の振興に向けた取組を進めます。

【主な取組】

- ① 大口高校では、進学校としての地位確立のための活動を中心に、伊佐農林高校では、専門学科を生かした活動を中心に、大口明光学園では、語学教育の充実を中心に、それぞれの高校が特徴を生かした「魅力ある高校づくり」に対し支援します。
- ② 「伊佐市鹿児島県立大口高等学校活性化基金」を有効に活用し、大口高校の活性化に資する取組を支援します。



伊佐農林高校生の販売実習（ドルフィンポート）

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

7 学校環境の整備推進

- ③ 「大口明光学園」の学校経営の健全化に資する運営支援を行うとともに、遠隔地生徒等の費用負担軽減を行う市外生徒確保の取組を支援します。
- ④ 県立高校存続に対する高校再編関係市町村長かごしま県連絡会加盟自治体との連携と本市関係者で構成する「地域でつくる県立高等学校伊佐市検討会議」の積極的な取組を推進します。



大口明光学園高校生による野点（忠元公園桜まつり）

【達成数値目標】

市内中学校から市内の高校へ進学した割合

現状値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
63.7 %	66.7 %

平成29年の卒業生223人のうち市内の高校へ進学した者は142人で63.7パーセントであり、3人に対し2人の割合にも満たないため、平成34年の卒業見込者に対し市内の高校に進学する者の割合を3人に対し2人を目標とします。

8 人権同和教育の推進

(1) 人権問題への正しい認識と理解

【現状と課題】

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」これは世界人権宣言にうたわれている普遍の原理です。本市も平成22年に人権尊重のまち宣言を行い、人権問題への正しい認識と理解のための啓発を行っています。しかしながら現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化社会の発達によりさまざまな課題も生じています。このような中、国においても「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」の3つの法律が施行され、国や自治体の責務として相談体制の充実や教育・啓発等の実施が明記されています。今後はこれまで以上に差別意識解消に向けた啓発活動や人権問題への正しい認識と理解を深めるための取組を行っていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 同和問題に対する正しい理解と認識を深めます。
- ② 差別意識の解消に向けた様々な啓発活動に取り組みます。
- ③ 市民に向けた学びや交流の機会の提供をします。

【主な取組】

- ① 標語の募集や啓発チラシの配布を行うとともに、人権同和啓発強調月間（8月）においては講演会の実施や懸垂幕の設置を行い、人権問題への正しい認識と理解のための啓発を行います。
- ② 市内幼稚園・小・中学校の保護者を対象とした家庭教育学級人権講座を開催します。
- ③ 各種団体・機関との連携による研修会（活動団体・学校・行政による三者学習会）を実施します。
- ④ 各種研修会へ積極的に参加し、人権同和問題への理解を深めます。

(2) 人権同和教育の充実

【現状と課題】

- ① 各学校では、学校経営の基本方針の中で、人権同和教育の内容を位置付け、すべての教育の基本となるものであることを明記し、その実践に努めています。
- ② 各学校における人権同和教育の推進に関する実態調査では、どの学校においても人権同和教育の年間指導計画の作成や年3回の研修の機会等が行われており、指導体制の整備がなされています。
- ③ 人権教育の充実にあたり、管理職研修会等を通して、職員の研修会への積極的な参加の促進や人権資料を活用した研修、児童生徒に対する指導及び人権作品への積極的な取組等を依頼し

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

8 人権同和教育の推進

、その充実に努めています。

- ④ 学校では、児童生徒間のトラブルやいじめ問題など人権意識の希薄による問題事案が見受けられ、児童生徒が安心して学べる環境の確保に今後も更に努める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 学校では、人権に配慮した教育活動を進め、校内における暴力やトラブル、いじめなどの行為が許されないという指導を徹底するなど、人と関わる力や規範意識を培い、児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境の確保に努めます。
- ② 教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権同和教育の指導内容及び方法等の工夫・改善に取り組みます。
- ③ 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、学校・家庭・地域等が緊密に連携し、積極的に人権同和教育の充実に努めます。

【主な取組】

- ① 児童生徒の人権尊重の精神の高揚を目指した、発達段階に応じた人権同和教育の推進に努めます。(・人権同和教育の年間指導計画の充実、・参加型学習の活用や研究授業等を通した指導方法の工夫改善)
- ② 教職員の人権意識の高揚や指導者としての資質の向上に努めます。(・児童生徒の人権が尊重される授業づくり・同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい認識と理解を深める研修の推進・校外の人権同和教育研修会への全職員の計画的な参加と研修内容の還元)
- ③ 全ての学校において、人権に関する作品募集等への積極的な参加(応募100パーセントを目標)による人権意識の啓発を図ります。
- ④ 学校と家庭、地域との連携による人権教育の推進を図ることを目的に、学校における人権に関する行事等の周知と参加、人権学習会等の開催に努めます。

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

9 かごしま国体及び南部九州高校総体の成功

9 かごしま国体及び南部九州高校総体の成功

(1) 燃ゆる感動かごしま国体カヌースプリント競技大会の成功

【現状と課題】

平成 29 年 7 月に燃ゆる感動かごしま国体が正式に決定し、本市ではカヌー競技のカヌースプリント競技が行われることになっています。平成 27 年 7 月に市準備委員会を設立し、平成 28 年 4 月には教育委員会文化スポーツ課内に国体準備係を設置しました。平成 29 年 10 月に準備委員会を実行委員会に移行し、本格的な準備を進めています。

平成 30 年度からは、コース設計や競技会場の設計などを進めながら予算額等を決定していくことになります。限られた人員、予算等の中で伊佐市らしい燃ゆる感動かごしま国体となるよう関係機関等と連携しながら進めていきます。

【これからの施策の方向性】

本市が目指す「大地の恵みを 人が奏でる だれやめの郷 ～交流と協働で創る風味あるまち・むら文化～」の実現に向けて、市民が真に豊かさを実感できるとともに、夢と希望を持ち、心に残る大会を目指し、県や関係団体等との連携を図りながら、市民の総力を結集して、伊佐らしさを生かした大会として開催します。

【主な取組】

開催にあたっては、環境に配慮し、簡素・効率化を図りながら、本市の多彩な魅力を全国に発信する大会とします。

(2) 平成 31 年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技大会の成功

【現状と課題】

全国高等学校総合体育大会は、通称「インターハイ」と呼ばれ、学校対抗で行われる高校生スポーツの総合体育大会です。鹿児島県では昭和 57 年にインターハイが単独開催で行われ、旧大口市でレスリング競技が行われました。平成 31 年に行われるインターハイは鹿児島・熊本・宮崎・沖縄の南九州ブロックでの開催が決定しました。鹿児島県では総合開会式他 6 競技が行われることになっています。本市においては、カヌー競技が行われることが決定しており、翌年の国体カヌースプリント競技と併せて2年連続の全国規模の大会を開催することとなります。

【これからの施策の方向性】

主催である（公財）全国高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）、鹿児島県、鹿児島県教育委員会、関係中央競技団体と連携を取りながら、教育活動の一環として行われるこの大会が競技に参加する高校生だけでなく、高校生活動も含め、関わる全ての高校生が「輝き 夢と希望を

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

9 かがしま国体及び南部九州高校総体の成功

持ち 心に残る大会」になるよう目指します。

【主な取組】

カヌー競技の開催地として、市実行委員会の設置等、会場地としての役割を果たします。

- ・競技力向上とスポーツの普及
- ・連携・協働の強化
- ・高校生活動の展開
- ・おもてなしと地域の魅力発信
- ・効率的で人と環境に優しい大会運営



国体におけるカヌー競技

第5章 計画の実現に向けて

教育行政の着実な推進

教育委員会の体制を充実させ、市民の期待に応える教育行政を展開するには、その活動を担う人の資質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員及び教育委員会の事務局職員や指導主事などの専門的職員の資質向上に努め、教育に関する施策等を公正かつ適正に行います。

連携と協力による計画の推進

教育の目的を実現する上で、学校・家庭・地域・企業・各種団体等は大きな役割を担っており、相互に緊密な連携をとり互いに協力して取り組むことが必要です。

更に、近年の多岐にわたる教育課題に対応するために、市長部局はもちろんのこと、国・県及び関係機関との連携・協力は欠かせないものとして、本計画実現のために積極的な推進を行います。

計画の進行管理

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

本市は、平成25年度から前年度の取組結果について、5人の学識経験者による外部評価委員会を毎年開催し、点検・評価を行っています。教育委員会では今後も引き続き、教育委員や事務局職員のいわゆる内部だけの点検・評価だけではなく、外部の学識経験者による評価を実施し、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価を実施します。

この計画は前期で定めた10年間の基本計画及び後期5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画期間の途中においても必要に応じて見直しを行います。



表紙イラスト「楽しい学校」：長尾 美紀さん